

官報

号外 昭和三十七年三月二十三日

○第四十回 参議院會議録第十三号

昭和三十七年三月二十三日(金曜日)
午前十時三十分開議

議事日程 第十二号
昭和三十七年三月二十三日
午前十時開議

- 第一 地方公務員共済組合法案(趣旨説明)
- 第二 石油業法案(趣旨説明)
- 第三 自治省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第四 文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第五 建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第六 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第七 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第八 阪神高速道路公団法案(内閣提出、衆議院送付)
- 第九 公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 水資源開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一一 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めの件(衆議院送付)

第一二 住居表示に関する法律案(内閣提出)

第一三 南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一四 日本観光協会法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一五 北海道地下資源開発株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第一六 訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一七 民法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一八 日本原子力研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一九 相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二〇 通行税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二一 印紙税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

- 一、国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(海外移住審議会委員)
- 一、科学技術会議議員の任命に関する件
- 一、日程第一 地方公務員共済組合法案(趣旨説明)
- 一、日程第二 石油業法案(趣旨説明)
- 一、日程第三 自治省設置法の一部を改正する法律案
- 一、日程第四 文部省設置法の一部を改正する法律案
- 一、日程第五 建設省設置法の一部を改正する法律案
- 一、日程第六 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案
- 一、日程第七 国立学校設置法の一部を改正する法律案
- 一、日程第八 阪神高速道路公団法案

- 一、日程第九 公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案
- 一、日程第十 水資源開発公団法の一部を改正する法律案
- 一、日程第十一 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めの件
- 一、日程第十二 住居表示に関する法律案
- 一、日程第十三 南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律の一部を改正する法律案
- 一、日程第十四 日本観光協会法の一部を改正する法律案
- 一、日程第十五 北海道地下資源開発株式会社法の一部を改正する法律案
- 一、日程第十六 訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案
- 一、日程第十七 民法の一部を改正する法律案
- 一、日程第十八 日本原子力研究所法の一部を改正する法律案
- 一、日程第十九 相続税法の一部を改正する法律案
- 一、日程第二十 通行税法の一部を改正する法律案
- 一、日程第二十一 印紙税法の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る十四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 基 政七君
法務委員 赤松 常子君

- 文教委員 井川 伊平君
- 運輸委員 松浦 清一君
- 同 中村 正雄君
- 予算委員 杉原 荒太君
- 同 藤田藤太郎君
- 同日議長において、常任委員の補充を左の通り指名した。
- 地方行政委員 中村 正雄君
- 法務委員 松浦 清一君
- 文教委員 (国会法第四十二) 条第三項の規定によるもの
- 運輸委員 杉原 荒太君
- 同 赤松 常子君
- 同 基 政七君
- 同 伊平君
- 同 藤原 道子君

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを商工委員会に付託した。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を地方行政委員会に付託した。

公職選挙法等の一部を改正する法律案

同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。

航空業務に関する日本国とパキスタンとの間の協定の締結について承認を求めの件

航空業務に関する日本国とイタリアとの間の協定の締結について承認を求めの件

航空業務に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めの件

銃剣刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案

質屋營業法及び古物營業法の一部を改正する法律案
 関税法の一部を改正する法律案
 保険業法の一部を改正する法律案
 平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律を廃止する法律案
 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案
 駐車場法の一部を改正する法律案
 同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
 在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案
 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
 警察法の一部を改正する法律案
 公営企業金融公庫法等の一部を改正する法律案
 昭和三十六年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案
 郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案
 しょう、脳専売法を廃止する法律案
 商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案
 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案
 特定船舶整備公団法の一部を改正する法律案
 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
 開拓融資保証法の一部を改正する法律案
 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案
 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案
 同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。
 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税関支署及び財務部出張所の設置に関し承認を求めるの件
 同日議長から内閣総理大臣宛左の決議を送付した。
 日本固有の北方領土回復に関する決議
 沖繩及び小笠原諸島における施政権回復に関する決議
 同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
 在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案
 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
 警察法の一部を改正する法律案
 公営企業金融公庫法等の一部を改正する法律案
 昭和三十六年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案
 郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案
 しょう、脳専売法を廃止する法律案
 商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案
 特定船舶整備公団法の一部を改正する法律案
 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案
 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
 開拓融資保証法の一部を改正する法律案
 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案
 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案
 同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。
 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税関支署及び財務部出張所の設置に関し承認を求めるの件
 同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第四十回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。
 労働政務次官 加藤 武徳君
 去る十五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
 地方行政委員 中村 正雄君
 大蔵委員 野溝 勝君
 文教委員 杉原 荒太君
 同 堀本 宜実君
 同 山本 杉君
 同 小酒井義男君
 同 光村 甚助君
 同 藤田 進君
 同 坂本 昭君
 同 運輸委員

同 基 政七君
 同 永岡 光治君
 同 井川 伊平君
 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
 地方行政委員 基 政七君
 大蔵委員 藤田 進君
 文教委員 (国会法第四十二條第三項の規定によるもの)
 井川 伊平君
 山本 杉君
 堀本 宜実君
 坂本 昭君
 同 永岡 光治君
 同 野溝 勝君
 同 小酒井義男君
 同 中村 正雄君
 同 光村 甚助君
 同 杉原 荒太君
 同日地方行政委員会において当選した理事は左の通りである。
 理事 基 政七君(基政七君の補欠)
 同日議員から左の議案が提出された。よって議長は即日これを文教委員会に付託した。
 高等学校の建物の建築等に要する経費についての国の補助に関する臨時措置法案(米田勲君外四名発議)
 同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。
 租税特別措置法の一部を改正する法律案
 大蔵委員会に付託
 船員保険法の一部を改正する法律案
 社会労働委員会に付託
 公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案
 建設委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを大蔵委員会に付託した。
 国民金融公庫法の一部を改正する法律案
 同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを運輸委員会に付託した。
 鉄道軌道等の事業における公共負担の国庫負担等に関する法律案(久保三郎君外九名提出)
 同日委員長から左の報告書が提出された。
 自治省設置法の一部を改正する法律案可決報告書
 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案可決報告書
 阪神高速道路公団法案可決報告書
 文部省設置法の一部を改正する法律案可決報告書
 同日内閣総理大臣から議長宛、労働政務次官加藤武徳君(去る十四日議長承認)を第四十回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。
 去る十六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
 法務委員 青田源太郎君
 文教委員 山本 杉君
 同 堀本 宜実君
 同 予算委員 苦米地英俊君
 同 坂本 昭君
 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
 法務委員 (国会法第四十二條第三項の規定によるもの)
 苦米地英俊君
 同 堀本 宜実君
 同 山本 杉君

予算委員 青田源太郎君

同 佐多 忠隆君

同日内閣から左の議案が提出された。
よって議長は即日これを農林水産委員
会に付託した。

漁業法の一部を改正する法律案
水産業協同組合法の一部を改正する
法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領
した。よって議長は即日これを委員会
に付託した。

法務省設置法の一部を改正する法律
案
通商産業省設置法等の一部を改正す
る法律案
運輸省設置法の一部を改正する法律
案

内閣委員会に付託
農林水産委員会に付託
農林水産委員会に付託
農林水産委員会に付託

同日議長は、内閣から予備審査のため
送付された左の議案を大蔵委員会に付
託した。

国税通則法案
国税通則法の施行等に伴う関係法令
の整備等に関する法律案

同日議長は、左の議員提出案を予備審
査のため衆議院に送付した。

同日議長は、左の議員提出案を予備審
査のため衆議院に送付した。

同日議長は、左の議員提出案を予備審
査のため衆議院に送付した。

同日議長は、左の議員提出案を予備審
査のため衆議院に送付した。

同日議長は、左の議員提出案を予備審
査のため衆議院に送付した。

平和条約第十一条による刑の執行及
び赦免等に関する法律を廃止する法
律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関
する法律の一部を改正する法律案
同日衆議院議長から、左の法律の公布
を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から予備審査のため左の議
案が送付された。よって議長は即日こ
れを社会労働委員会に付託した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布
を奏上した旨の通知書を受領した。

文教委員 東 隆君
社会労働委員 大谷藤之助君
同 秋山俊一郎君
同 松村 秀逸君
農林水産委員 片岡 文重君
同 古池 信三君
予算委員 小平 芳平君
同 牛田 寛君
議院運営委員 同

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。
地方交付税法の一部を改正する等の法律案 地方行政委員会に付託
関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案 大蔵委員会に付託
日本国有鉄道法の一部を改正する法律案 運輸委員会に付託
同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案 左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案 同日議員から左の質問主意書が提出された。
たばこ耕作振興に関する質問主意書(林田正治君提出)
同日委員長から左の報告書が提出された。
建設省設置法の一部を改正する法律案可決報告書
日本観光協会法の一部を改正する法律案可決報告書
水資源開発公団法の一部を改正する法律案可決報告書

民法の一部を改正する法律案可決報告書
日本原子力研究所法の一部を改正する法律案可決報告書
相続税法の一部を改正する法律案可決報告書
通行税法の一部を改正する法律案可決報告書
印紙税法の一部を改正する法律案可決報告書

同日内閣から、左記の者を海外移住者審議会委員に任命致したので、国会法第三十九条但書の規定に基づき本院の議決を求める旨の要求書を受領した。
記
衆議院議員 田中 龍夫
同 田原 春次
同 竹内 俊吉
参議院議員 赤間 文三
同日内閣から、左記の者を科学技術會議議員に任命致したので、科学技術會議設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

三月二十六日任期満了による再任

内海 清温
誠司

同日内閣から、地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況報告書を受領した。
同日内閣総理大臣から議長宛、法務省人権擁護局長鈴木才藏君は去る二十日付をもって退職したので政府委員は自然消滅となった旨の通知書を受領した。

○議長(松野鶴平君) これより本日の會議を開きます。
この際、日程に追加して、国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(海外移住者審議会委員)を議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。
内閣から、衆議院議員田中龍夫君、田原春次君、竹内俊吉君、本院議員赤間文三君を海外移住者審議会委員に任命することに、本院の議決を求め参りました。
これらの諸君が同委員に付託することができると議決することに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。
同日内閣から、左記の者を海外移住者審議会委員に任命致したので、国会法第三十九条但書の規定に基づき本院の議決を求める旨の要求書を受領した。
記
衆議院議員 田中 龍夫
同 田原 春次
同 竹内 俊吉
参議院議員 赤間 文三
同日内閣から、左記の者を科学技術會議議員に任命致したので、科学技術會議設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、科学技術會議議員の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。
内閣から、科学技術會議設置法第七条第一項の規定により、内海清温君、茅誠司君を科学技術會議議員に任命することに、本院の同意を求めて参りました。
本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本件は全会一致をもって同意することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 日程第一、地方公務員共済組合法案(趣旨説明)、
本案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。安井自治大臣。
〔國務大臣安井謙君登壇、拍手〕
○國務大臣(安井謙君) 地方公務員共済組合法案につきまして、その趣旨及び概要を御説明申し上げます。
御承知のとおり国家公務員の退職年金制度は、すでに三年前から、いわゆる恩給制度を共済制度に切りかえ、その給付内容を改善し、官吏及び雇用人を通ずる統一された退職年金制度として実施されているのでありますが、地方公務員につきましては、依然として、恩給方式によるもの、共済方式によるもの等、地方公共団体により、また、公務員の職種、身分により、その適用される制度が複雑不統一であり、かつ、その給付内容も国の新制度に比して低く、改善を要する点が少なくないのであります。

政府といはしましては、地方公務員の生活の安定と福祉の向上に寄与し、公務の能率的運営に資するために、地方公務員についても、すみやかに国家公務員に準じて合理的な退職年金制度を確立することが必要であると考え、かねて地方制度調査会に諮問し、その答申に基づき、検討を重ねて参つたのであります。ここに成案を得るに至つたのであります。すなわち、地方公務員についても、国家公務員の制度に準じて、統一的な共済組合法案を設

け、これに長期給付のほか短期給付及び福祉事業を行なわせることとしたのであります。
以上がこの法律案を提出した理由であります。
次に、この法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、地方公務員共済組合の組織につきましては、地方公共団体及び職種の別により、地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、都職員共済組合、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に区分し、さらに市町村職員共済組合及び都市職員共済組合については、それぞれ全国組織の連合会を設けることにいたしましたのであります。

第二に、すべての地方公務員は、いずれかの組合の組合員となることとし、すべての地方公務員共済組合の組合員期間は、国家公務員共済組合の組合員期間は、通算することにしております。

第三に、長期給付の制度につきましては、退職給付、廃疾給付及び遺族給付を行なうものとしておりますが、その内容は国家公務員共済組合の長期給付の制度に準ずることにしてしております。

第四に、短期給付及び福祉事業の制度につきましては、組合は、国家公務員共済組合の制度に準じ、保健給付、休業給付、災害給付等の短期給付を行なうものとし、また、同時に福祉事業を行なうものとしております。

第五に、組合の給付に要する費用につきましては、組合員の掛金及び地方公共団体の負担金をもって充てるものと し、短期給付については、掛金百分の

五十、負担金百分の五十、長期給付については、掛金百分の四十五、負担金百分の五十五とし、また、組合の事務に要する費用は全額地方公共団体の負担とすることにいたしてあります。

その他おもな事項は、組合の資金は、安全かつ効率的な方法により、かつ、組合員の福祉の増進または地方公共団体の行政目的の実現に資するように運営する建前とすること、組合の給付に關する決定等に不服がある者について審査の請求を処理するための審査会の制度を設けること、地方公務員共済組合制度に關する重要事項を調査審議するため、地方公務員共済組合審議会を設けることなどでありました。

なお、地方議会議員互助年金法附則第四項の規定に基づき、同法を廃止して、地方議會議員の年金制度に關する規定をこの法案の中に統合することにいたしました。

以上がこの法律案の趣旨及びその概要でございます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございませぬ。発言を許します。占部秀男君。

(占部秀男君登壇、拍手)

○占部秀男君 ただいま上程されました地方公務員共済組合法案につきまして、私は日本社会党を代表して、池田総理を初め各大臣に御質問をいたします。

この法律案は、百八十万に及ぶ地方公務員とその家族の生活と権利に大きく影響する内容を持ち、かつ、わが国社会保障制度の中でも重要な位置を占める問題でございます。

まず、政府案の内容につきまして安井自治大臣にお尋ねをいたします。

第一に、政府はこの法案を社会保障制度の一環として提案をされておりますが、本案によると、年金給付の費用につきましてには直接国庫負担が行なわれておりません。厚生年金、船員保険、国家公務員共済組合など現行の各種年金制度は、すべて一割ないし二割の国庫負担が実施されているにもかかわらず、本案につきましては、地方団体側が五五割、組合員側が四五割をそれぞれ負担をいたしました。もっぱら、雇う者と雇われる者との間だけで拠出される仕組みになっております。

以上のものでございませぬ。したがって、不交付団体や地方公企業関係には全然支給されませぬし、交付団体は、交付税でこの分を見ると主張されておりますが、そもそも交付税は、地方団体に一定の行政水準を維持させるための財源調整の手段であり、それ

が、不交付団体や地方公企業関係には全然支給されませぬし、交付団体は、交付税でこの分を見ると主張されておりますが、そもそも交付税は、地方団体に一定の行政水準を維持させるための財源調整の手段であり、それ

の増減とともに変動する不安定な性格のものがございます。本来、社会保障制度における国庫の負担は、実質的に、国の負担するとか、金の不足を補うとかの単なる財政措置の問題ではないの

ましたような理由があればこそ、社会保障制度審議会の答申もこの点を指摘してございまして、その答申の中では、この案によつては、「本来の目的に沿った配分は困難である」ことを強調し、さらに、「年金に對する国庫負担はすべて社会保障の見地から各制度を通じて一定の原則によつて考えらるべきである」と、明確に社会保障制度と言いたい本質を追及して、本案に賛成せず、むしろ反対の意を表明し、答申をいたしてございませぬ。

また、雇生大臣にお伺いをいたしますが、近く社会保障制度全般についての総合的な答申が行なわれようとするおきから、本案のごとき行き方は、社会保障制度の将来に對して正しい方向づけを与えるものとお考えになるかどうか、明確にお答えを願いたいと思ひます。

第二に、この法律案は、ただいまの安井自治大臣の御説明によれば、地方公務員の生活の向上をはかるために、このごとき案を提案すると説明をされておりますが、事実は全くこれと逆でございませぬ。

その顯著な二、三の内容をあげますれば、まず組合員の掛金でございませぬ。現行制度では、都道府県、市町村の大半の吏員あるいは教員は百分の二

の掛金率で実施をされておりますし、雇員についてはの最高率でございませぬ。三・八でございませぬ。地方団体によりましては、吏員、雇員別の異なる百分の程度度の掛金率を持つものも相当たくさんあることは、御存じのとおりでございませぬ。

が、この掛金の大幅の引き上げに見合えるものでないことは、あらためてここに論ずる必要すらないところでございませぬ。働く地方公務員の既得権の侵害これほど大なるものはないと思ひます。

また、受給資格の生ずる年限にいたしまして、一般職の大半は十七年と十五年とでありまして、本案が規定するがごとき二十年を必要とするものは、現在、雇員の一部にその例を見ただけでございませぬ。

さらに、運営組織の民主化が確保されておらず、かつ、同じ普通地方公共団体に勤務する同じ地方公務員につい

て、運営審議会方式と組合会方式との二つの区別を設けて、統一がとれていない事実や、積立金の運用についても、組合員負担割合にふさわしい還元方法が確立されておらない事実、特に、婦人公務員については、その勤務実態からして、減額年金等、著しく不利な条件が強化されておりますし、同じ地方公務員の中でも、警察、消防関係については特別な扱いが行なわれておる等々、きわめて無原則的でございます。

この法律案は、すでに私が述べましたように、きわめて多くの疑点を持ち、世論から全く不評判な法律案でございます。すなわち、この法律案が適用される当事者である全国の地方公務員は、既得権を奪われ、生活条件の低下に追い込まれるために、絶対に反対をいたしてございませぬ。

また、知事や市町村長の多くは、地方財政に及ぼす影響と政府の欺瞞的な措置に對する反感とから、根深い不満の色を見せておりますし、その上、地方住民を代表いたします地方議会でも、総理が総裁である自民党の議員さえも含めて、満場一致の反対決議が續々と各地で行なわれて

つあることは御承知のとおりでございます。しかも、見のがすことのできない

のは、政府みずからが諮問した社会保障制度審議会の答申でございませぬ。その答申には、「このような掘り下げ不十分な問題の多い本案を実施し、恒久的に将来を拘束することは、当を得たものとは思われない」と、多くの問題点を具体的に指摘して、その不当を囁らしておられます。総理は、常々、謙虚に民意を聞き、世論を尊重し、世論のおもむくところに従って民主的に政治をとることを、機会あるごとに国民に約束されておりました。今日、この法律案を強行せんとするものは自治省以外にはございませぬ。この世論の動向をすなおに受けとって、この際、虚心たんかきに本法案を撤回するのが、国民への約束にこたえる道であると私は考えます。今国会における政府の諮問機関無視の態度は目に余るものがございます。さきには選挙制度審議会、農地被買収者問題調査会の経緯がございませぬ。今また、社会保障制度審議会に同じ轍を踏ませようとする政府の独善的な態度は、国民の批判的となつております。この際、池田総理は、諮問機関尊重という民主政治のルールを回復するためにも、本案をいさぎよく撤回されて、世論に従って練り直すのが、正しい政治のとり方であると私は考えるのでございますが、(拍手)総理の率直な御答弁を期待いたします。

○議長(松野鶴平君) 占部君、時間が参りました。
 ○占部秀男君(統) すでに、この法案の性格が社会保障制度としての要件を失い、相互共済を内容としておる以上、政府権力の統制下に強制的に統一しようとするところは、明らかに憲法に規定された地方自治権の侵害であると考えるのでありますが、池田総理の見を承りたいと存じます。
 以上をもつて、私の本法案に対する日本社会党を代表しての質問を終えます。(拍手)

○國務大臣(池田勇人君) お答えいたします。
 「國務大臣池田勇人君登壇、拍手」
 地方公務員の共済制度につきまして、多年の懸案であり、いろいろ考慮をめぐらして今回成案を得たのでございます。お話のように、社会保障制度審議会におきましては、いろいろ問題点を指摘され、これについて十分考慮の要ありという答申がございました。しこうして、お話のように、この制度を設けることは絶対反対だという答申でもないの、いろいろ問題があるから考慮しろということであつたわけは進んでおります。また、地方制度調査会におきましては、多年のこの懸案を解決すべしという強い要望もありましたので、私は、この際、本法案を提案

した次第でございませぬ。しこうして内容におきまして、これは相互扶助、いろいろ御議論でございませぬが、これは、社会保障である以上、公的負担をいたしまして、そして公的責任を明らかにすることはもちろん必要でございませぬ。しかし、公的責任を明らかにすることは、必ずしも国でなければならぬと限られたものではございませぬ。地方公共団体が公的責任を果たす意味におきまして、相互扶助でないことを私は確信いたしておるのであります。私が信じておる地方財政計画に影響がございませぬので、われわれといたしましては、交付税においてこれを考慮いたしておるのでございます。
 なお、私は、各種社会保険に對しての国庫補助、いろいろな点がございませぬが、これは、別個の問題として社会保障審議会等に諮問いたしました。各社会保険の統一の措置をとるようになり、今検討を加えておる次第でございませぬ。(拍手)

○國務大臣(安井謙君) 国庫負担の問題、社会保障制度審議会の答申の問題につきまして、ただいま総理のお答えのとおりでございませぬ。国庫負担につきましても、現在でも、国の公共機関、いわゆる公共企業体等の共済組合につきましても、国庫負担をしていない例もあるの、ございませぬ。公的負担がそのためになくなつていふと言ふことはできない、地方団体が持つべきものでございませぬ、地方団体が持つべきものでございませぬ、地方団体が持つべきものでございませぬ。
 なお、交付税につきましても、〇・四の増額がこの予算で決定されております。したがって、この地方団

体の負担につきましても、これは適正に配慮されておると思つております。なお、社会保障制度審議会につきましまして、今お話のとおり、種々問題点を指摘されておるのであります。そのうちの相当部分は本法案にも取り入れてございませぬ。また、これは本法案だけでなく、国の公務員法の公務員関係についても、共通の問題がいろいろあつておるかと私も考えておるのであります。
 なお、既得権を尊重しないじやないか、さういふお話でございませぬが、掛金は、これは、やはり今度の地方公務員の建前を国家公務員と同列に置くという以上は、掛金そのものにつきましては、同じ率を適用するのはやむを得ない措置であらうと私も思ひます。

また、年限等につきましては、十七年の恩給年限が二十年に延びましても、現在勤務している人にとつては、これは特例を設けまして、二十年未満でもいろいろ措置ができる経過措置も十分にとつてございませぬ。
 また、ILOの百二号の問題につきましましては、わが国はまだこれを批准いたしておらぬ状況でございませぬので、直ちにこれにやらなければならぬという理屈はなかりやと思ひます。
 また、婦人等に対する特権がないという仰せでございませぬが、これは、今の現在の制度におきましても、同様の扱いをされておるわけでございます。

○國務大臣(池田勇人君) お答えいたします。
 「國務大臣池田勇人君登壇、拍手」
 各種の組合の運営方式についてもまぢまちだ、さういふお話であります。が、運営につきましては、例の警察、学校教員あるいは道府県の職員共済組

合、これにつきましては、従来も国家公務員の共済制度のほうの適用を受けおつたものでありまして、それを今度も準用いたしておられます。それ以外の団体につきましては、御承知のように、いわゆる組合方式というものを今度は確立いたして、非常に民主的な運営をはかつておるつもりでございませぬ。
 「國務大臣藤尾弘吉君登壇、拍手」
 ○國務大臣(藤尾弘吉君) お答えをいたします。
 御承知のように、社会保障関係につきましては、いろいろな制度が今日併存いたしておる状況でございませぬ。その間に総合調整をはかつていくという必要があると考へまして、政府におきましても、慎重にこの総合調整の方途について検討を重ねておるところでございませぬ。今回提案いたしましたこの法案、これが成立いたしました場合に、おいても、これもいわゆる総合調整の対象となるものと私も考へておる次第であります。ただ、この制度は、この総合調整の結論を得る、さうしてその結論に従つて具体的に実施いたしますまでには、相当な期間を必要とすると思つておられます。その間におきまして、この法案は、従来、地方団体関係の職員につきましても、いろいろな共済制度がございませぬが、これを取りまとして合理化しようとするものであります。その限りにおいては、一歩前進したものと私は考へるのであります。これが将来の総合調整の妨げとなつておることはなく、むしろ、総合調整の上から申しまして、相違な意義があるものと考へておる次第でございませぬ。(拍手)

○議長(松野鶴平君) これにて質疑の通告者の発言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長(松野鶴平君) 日程第二、石油業法案(趣旨説明)、

本案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。佐藤通産産業大臣。

○國務大臣(佐藤榮作君) 石油業法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

石油は、国民経済上必要欠くべからざる基礎物資であり、今後ますますわが国のエネルギー源としての地位を高めていくものと考えられます。このように重要な意義を有する石油につきましても、総合エネルギー政策の見地に立つて安定的にして低廉な供給をはかることが、国民経済上最も強く要請されるのであります。

わが国石油供給の現状を見ますると、石油資源は国内に乏しく、原油の大部分はあげて輸入に依存しなければならぬという事情にありますので、石油産業につきましては、国際的な協調関係を維持しつつ、その健全な発展をはかるべきことは、申すまでもないところであります。

石油をめぐる内外の経済環境は、近年著しく変わりつつありますので、今後新しい角度から考えなければならぬ面が出て参つたのであります。すなわち、国内におきましては、石油需要は急速に増大しており、また近く輸入の自由化が行なわれることとなつておられますので、石油設備の拡張意欲が旺盛となつております。また海外におき

ましては、新油田の開発などにより、世界的な原油の供給過剩傾向が生じ、原油の販売競争が激しくなつてきております。

このように内外の情勢から、今後国民経済的に見て問題が生ずることが考えられます。たとえば、石油供給上における過当競争の問題であります。

これまでに申し上げましたように、国内における石油設備の拡張競争と海外からの原油売り込み競争とが結びつき、石油製品の行き過ぎた販売競争がさらに一段と激化するものと思われまします。これは、石油業の性格から見て、いわゆる業界内部の自主的な調整のみによつて解決することは困難な事情にあります。もちろん、自由な競争による低廉な石油の供給は歓迎すべきことではございますが、事態をこのままに放置しておきますと、かえつて石油供給の混乱を招き、石油産業の健全な発展が阻害されるのみならず、国内のエネルギー産業を初めその他の関連産業に対し悪影響を及ぼすことも、消費者の利益をも害するなど、国民経済上望ましくない結果を招来するおそれがあると考えられます。

政府といたしましては、これまで貿易為替面の調整措置によりまして、石油供給上の諸問題に対処して参つたのであります。輸入の自由化によりまして石油業は新局面を迎えることとなるのであります。自由化後におきましては、わが国石油業が自主的な創意を一そう発揮し、自由公正な競争を通じて石油の円滑な供給をはかることが基本的なあり方であることは申すまでもありません。しかしながら、これまでに申し上げましたような問題につきま

しては、国によるある程度の法律上の調整はやむを得ないと考えるのであります。現に欧米各国におきましても、石油業の健全な発展のため、それぞれ国情に応じて法律上その他の措置を講じているのであります。

この法律案では、以上のような考え方をもととし、石油業の事業活動を必要最小限度において調整するための規定を定めたのであります。

この法律案のおもな点につきましても大略を申し述べます。

第一に、石油の供給数量、設備能力等、石油の供給に関する重要事項を内容とする石油供給計画を作成公表し、この法律の運用の基本といたすこととしております。

第二に、石油精製業を行なう者は、その事業計画が適当であり、かつ、的確な事業の遂行能力を有する者とし、石油設備が石油供給計画に即応するようにするため、石油精製業の事業及び設備について許可を要することとしております。また、石油輸入業及び石油販売業につきましても、事業者の実情を的確に把握し、輸入及び販売の秩序を確立するための基礎とするため、事業の届出を要することとしております。

第三に、石油精製業者及び石油輸入業者は、その生産計画及び輸入計画について届出を要することとし、当該事業者が届出した計画に基づいて自由公正な競争を行なうことを期待しております。国は、その計画の内容が全体の石油供給計画の実施に重大な支障を生じ、または生ずるおそれのある場合に限り、勧告を行ない、企業の社会的責任の自覚を訴えることによつて石油供給計画の実施の確保をはかることとしております。

第四に、石油の価格につきましても、石油業が正常な競争を行なうことによつて形成される価格を基本とする建前をとつておりますが、特に異常な事態によりまして、価格が不当に高騰したり下落したりする場合には、標準価格を定めて公表し、石油業が自発的にこの価格を尊重することを期待いたしますこととしております。

最後に、この法律案では、各方面の学識経験者で構成する石油審議会を設け、石油供給計画の作成等の基本的な事項はもろろん、その他の事項につきましても諮問することとしたしてあります。いやしくも行き過ぎた規制が行なわれることのないようにいたしてあります。

また、再検討の規定を設け、内外の石油事情その他の経済事情の推移に即して、緩和または廃止の方向で再検討する旨を明文をもつて定めることとしております。

以上がこの法律案の趣旨でありま

す。(拍手)

○議長(松野鶴平君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございませぬ。順次発言を許します。中田吉雄君。

〔中田吉雄君登壇、拍手〕

○中田吉雄君 私、ただいま提案の石油業法案に対し、日本社会党を代表し、池田総理、佐藤通産大臣及び関係大臣に若干の質問をいたしたいと存じます。

本法案は、最終案に至るまで二転三転、大きく後退いたしました。すなわち、石油と他のエネルギーとの調整や販売価格変更の勧告権の削除、輸入業を許可制から届出制に変更、再検

討条項の挿入等、重要な点はことごとく骨抜きになつております。この種法律には当然あるべき立ち入り検査権が削除されていますが、国内の産業には立ち入り検査ができるのに、なぜ外資系石油会社にはそれができないのであります。かくて国際石油資本の意を迎え、国籍不明の石油業法案になりましたことは、わが党の最も遺憾とするところであります。(拍手)また、古典的な自由経済の概念にとられ、エネルギー政策において近代国家の果たすべき役割の認識に欠け、国がやらねばならない太い線が一本欠けています。わが党の了解できないところでありま

す。しかも、このザル法案といわれます本法案に対してさえ、国際石油資本の意を受けて審議未了にするのであると言説が公然となされております。もしそのような事態が起りますれば、この十月に自由化を控え、石油業界には重大な事態が起こるやもしれません。これに対する池田総理の不動の方針をお伺いしたいと存じます。また、この程度の政策ではとうてい十分と思ひますが、御所見をあわせてお伺いいたします。

第二に、総合エネルギー政策の樹立と、エネルギー審議会の設置についてであります。現在は、石炭から石油、ガスへと、消費構造が移り、原子力発電は、昭和四十五年には重油発電に対抗できやうといわれております。したがつて、エネルギー政策は、単に石油プロパーの問題ではありませんばかりでなく、第一に、石油と石炭、その他のエネルギー間の調整であり、第二に、その国際性と民族性のかね合ひの問題であります。したがつて、それぞれのエ

ネルギー間の調整であり、第二に、その国際性と民族性のかね合ひの問題であります。したがつて、それぞれのエ

ネルギー源が将来どうあるべきかを明確に位置づけたしまして、しかる後に、総合政策の一環として、この石油業法案のごとき業種別の対策がとらるべきだと思ふ次第であります。しかるに、今回の政府のごとき、総合政策なしの石油業法案では、車の両輪の片方を欠きまして、総合性と一貫性がなく、真のエネルギー政策の名に値いたしません。今日の石炭産業の不況、深刻かつ悲惨な炭鉱労働者の現状は、今日までの歴代保守政府のエネルギー政策に対する無為無定見のいたせる結果と断ぜざるを得ない次第であります。(拍手)

わが党は、本日、自主性、公共性、自給性及び統一性の四原則に基づくエネルギー基本法の要綱を発表いたしました。近々国会に提案する予定であります。すでに国会でもこの件は決議されておりますが、これを尊重される意思があらうか。また、少なくとも、エネルギー政策に関する審議会を法律に基づいて設置する必要があると思ふが、油田総理の御所見をお伺いいたします。

第三に、石油自由化と、国産、準国産原油対策であります。わが国が、ひもつきでない純然とフリーハンドに輸入できます石油はわずかに一五%といわれております。したがって、無条件に自由化に移行いたしました場合には、従来、外貨割当制度で調整して参りました特殊原油の取引は重大なる支障を来し、国産原油、準国産原油は壊滅的な打撃を受けましよう。しかるにこの法案では、この点は全く触れていません。九八%を輸入するわが国が、一定量の影響のもとに置かずして、

国際石油資本の善意だけに期待いたしました。石油供給の安定的かつ低廉なる供給を確保するといふことは、全くナンセンスと言わなくてはなりません。世界の中で、日本ほど国産原油に冷淡な国はなく、また、これほど野放しのまま石油輸入を自由化しようとする国はありません。このような政府は、日本国民と国内産業のための内閣でなしに、国際石油資本の代弁者にすぎないと言つても言い過ぎではありません。油田内閣のもと、再軍備費が二千億円以上も計上されておりますが、石油在庫二週間分だけわが国の安全保障が保てるというときは、驚くべき錯覚と言わなくてはなりません。それはともかくといたしまして、石油供給の自主性確保のため、特殊原油引き取りの国策会社を設立するかどうか再検討すべきだと思ひますが、今後提案の用意があるかお尋ねいたします。

第四に、ソ連石油についてであります。EECの経済的優位性の一つは、加盟六カ国が接続いたしまして、輸送コストが最低であるという点であります。われわれは、運賃コストを最低にいたすために、体制が違ひました。近隣の中ソとの共産圏貿易は不可欠でございます。三十六年度に石油類輸入に約二億ドルの船賃の支払いをいたしました。ソ連原油は良質かつ低廉であり、国際石油資本を規制し、海運支出削減のためにも、ソ連石油の輸入は真剣に再検討すべきではないでしょうか。今春ソ連は、イルクツクからナホトカまで四千五百キロという巨大なパイプ・ラインの建設用としての油送管と原油とのパイプ貿易を提唱いたしております。私は、このパイプと原油

のパイプ取引こそ、共産圏貿易にとすればありがちな不安定性を除き、ソ連をしてせつかく投下いたしましたパイプ・ライン施設の償却のためにも、石油取引を一そう安定性のあるものにすると言ふと思ふ次第であります。イタリアの石油政策を背負つていすエニエの発展は、ソ連原油の大量輸入によるものであります。同じく自由主義の国でありますイタリアができません。日本ができないはずはございません。ソ連提唱のパイプ貿易の内容、ソ連原油に対する政府の基本的な態度をお伺いいたします。

第五は、石油と石炭の関係であります。欧州経済協力機構加盟十八カ国のエネルギーの構成比は、一九六〇年石炭六二・三%であつて、合理化が一そ進んでおります。OECEが、わが国の三・三%よりはるかに高い割合で石炭を使つてゐる点は、教訓的と言わなくてはなりません。これはエネルギー・コストが工業生産費の中でわずかに一、二%であつて、エネルギー源転換による利益は言われるほど多くないからであります。わが国でも全製造業では三・七%であります。しかも、エネルギー・コストの比較は、単に表面上の価格だけでなく、何よりも、石炭関係人口五百万を初めとし、安定的供給の確保、外貨節約、雇用の拡大や地域経済の発展等、より広い意味での経済合理性と、国民経済全体の立場から決定されてはなりません。炭労の諸君は、大いに働き生産を上げれば上げるほど自分たちの首を切られてしまふ。それは五千五百万トンの出炭規模の壁であります。また、資材価格の値上がり等もあり、炭価引き下げ

のためには、出炭規模の拡大は今や必至であります。油田内閣の所得倍増計画の矛盾から、すでに前提条件が狂つてしまつた今、五千五百万トンの出炭規模、トン当たり千二百円の炭価引き下げの合理化計画は、不可能と言わなくてはなりません。これはエネルギー革命の名のもと、国際石油資本のための合理化計画と言つても言い過ぎではありません。したがつて、長期の展望と広い国民経済的視野に立ちまして、出炭規模の拡大、雇用の安定、最賃制の実施等を含む石炭政策を根本的に転換し、もつて国内資源の開発と国民経済の発展をはかるべきだと思ふ次第であります。これに対する佐藤大臣の御所見をお伺いいたします。

第六に、エネルギー対策と財政金融政策についてであります。政府は、電源開発関係には過去五カ年間に三千億の国家資金を出してありますが、同じエネルギー産業であります石油精製部門には、たった三十億にすぎません。したがつて、石炭産業は、資金不足を、過去十カ年間に一億五千万ドル、三十六年度だけで一億五千万ドルと外資にたよつております。この誤つた財政金融政策こそ、わが国石油産業を国際石油資本に従属させ、原油のひもつき買取りを余儀なくさせたものと言わなくてはなりません。しかも、昭和三十六年度には、油関係で、原油関税百四十億円、揮発油関税千六百三十二億円、軽油引取税二百五十四億円、合計二千億からの税収入がある次第であります。道路がよくなれば石油消費が伸びるといっただけではなしに、石油に対して固有の政策があつてしかるべきだと思ふ次第であります。石油産業の自主

性を高め、その健全なる発展のために、電力産業と同様の措置がとらるべきだと思ひますが、水田大臣の御所見をお伺いいたします。

各国とも国内地下資源開発のための探鉱活動に異常な努力を払つています。たとへばフランスでは石油及びガス資源の開発に年間千五百億円以上の投資を行ない、そのうち国内向けに八百億円の投資をいたしております。イタリア、西独等みなしかりであります。かくて一九四五年、終戦の年に、フランスは石油三万九千トンでありましたものが、一九六一年にはガスを含め二百七十七万トン、西独は五十六万トンであつたものが六百二十二万トンへと飛躍的に増大しております。わが国は二十九万六千トンでありましたものが、やつと六十二万トンになつたにすぎません。昭和三十三年度の探鉱予算は数億円にすぎません。これで一体何ができるでございませう。政府には地下資源対策はないと言つても過言ではない次第であります。地下資源の開発には長い年月と多額の経費を必要とし、私企業のみをもちつては十分な開発は期待できず、特に、探鉱は国の責任において積極的推進と助成が必要だと思ひます。御所見をお伺いいたします。特に、探鉱助成金は中小企業の探鉱に限るといふことですが、政府は自由化の影響を正しく評価いたしておりませぬ。国産原油のコストは現在トン当たり七千二百円ですが、この十月石油輸入を自由化したとすれば、原油輸入価格は五千円を下回るでしょう。一挙にトン当たり二千円以上の値下がりでは、配当をゼロにいたしました。R・P指数、すなわち埋蔵量確

定量の影響のもとに置かずして、

保と生産の関係を正常に保つことは困難になつて参ります。税制の根本的な改正か、探鉱費の助成なしには、資産の食いつぶし以外には道がないわけでありませぬ。われわれは、国内産業を破壊する自由化に強く反対し、探鉱費の予算について理解のある答弁を求めます。

最後に、石油会社の国際契約の内容であります。外資系石油会社は、石油購入のひもつき契約をたてに、公然とアラビア石油の引き取りを拒否しているとのことあります。かかる契約は、明らかに独禁法第六条一項に違反し、その契約は無効であると言わなくてはなりません。しかるに、佐藤公正取引委員長は、去る三月十三日の衆議院本会議において、「現在のところ、外資系会社がアラビア石油会社の原油引き取りを拒否しているとの事実はないように見受けられます」との、はなはだ自信のない答弁をされてはいますが、いかなる根拠に基づくか、その理由並びに契約内容をはつきりいたしていただきたいと思ひます。

また、国際的協定や契約をした場合は、口頭または文書、いずれの契約たるかを問はず、三十日以内に契約の写しを公正取引委員会に提出する義務を課してあります。しかるに、ほとんどの会社は公取を無視いたしましたし届出をしないといわれています。もしそうであれば、独禁法第六条二項の違反と言わなくてはなりません。外国の石油会社と提携している外資系石油会社は、外資比率の多寡のいかんにかかわらず、完全なひもつきであつて、原油の自主買付の割合はゼロと称されてはいます。したがつて、石油の自由化は、

国際石油資本にとつては自由化であつても、国内の外資系会社には全く不自由化であります。石油の安定的かつ低廉なる供給を確保いたすためには、かかる外国石油会社との不当な提携条件を改めさせることが先決条件だと思ひますが、この点、佐藤通産大臣にも御意見をお伺ひしたいと思います。

自由化を控へ、石油行政の足がかりを作られようとする努力を認めるにやぶさかではございませんが、不十分きまざるものであることを指摘いたしまして、私の質問を終わる次第であります。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇、拍手〕
○国務大臣(池田勇人君) 石油の自由化が予定せられております今日、石油の安定的な、かつ低廉な供給を確保いたすためには、やはり自由公正な競争が前提であることは、申し上げるまでもございません。しかし、現状からいたしますならば、これを自由にしていくことは、価格の点その他各方面から非常な支障が考えられますので、ある程度の法律上の調整を加える必要があるのであります。これが先ほど説明いたしました石油業法案を提案する理由でございます。われわれは、あくまで自由経済の線に沿つて、そして最小限度の調整で、安定的かつ低廉な石油の供給に努力していきたいと考えております。したがつて、いろいろ揣摩測度があるようでありまして、私は、ぜひこれは必要な法案でございますので、今国会におきまして通過を強く期待いたしております。

第二の御質問の、総合エネルギー政策を立つべきじゃないか、こういう御質問でございます。われわれは、長期

的観点に立ちまして、各エネルギーの相互関係を検討しながら、たとえば石炭、鉄鋼、電力等におきまして石炭問題をは電気事業審議会等の審議を設けまして、各エネルギーごとにいろいろ検討いたし、そして各エネルギーごとの審議会は、他のエネルギーにつきましても検討を加へ、そして総合的かつ有機的な方法によつてエネルギー対策をやつていこうといたしておるのであります。今でも、産業合理化審議会エネルギー部会を設けて、いろいろエネルギー間の調整は加えております。今直ちに総合的政策を法律に基づいてやるということは、まだ尙早ではないかと思ひます。ただ、総合的な観点に立ちまして、いろいろ各種のエネルギーの調査はいたしておるのであります。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕
○国務大臣(佐藤榮作君) お答えいたします。

第一は、石油自由化を迎えて、国産原油並びに特殊関係原油、その扱い方をいかにするか、しかもこれは、外資等の関係もあり、非常に困難な状態になるのではないかと、そこで特殊な原油引取権を作つてはどうか、こういうふうなお尋ねであつたと思ひます。御承知のように、国産原油並びに国産系原油のあり方につきましては、国内におきましても、ガスを源も含めての開発五カ年計画を持つておることは、御承知のとおりであります。あるいはアラビア原油、あるいはスマトラ原油等につきましても、政府が特別な指導をいたしておりますことも、御承知のとおりだと思ひます。で、かような意味に

おきまして、国産系の原油の開発にはこれまで力をいたしておるのでございますが、今後原油の自由化が行なわれることになりまして、しかも御指摘のように無条件のもとにこれが輸入されるということになりますと、これはたいへんな影響を受けるであらう、これは御指摘のとおりでございます。そこで、ただいま趣旨を御説明いたしましたような石油業法案を提案いたしましたので、御審議をいたしたのでございませぬ。幸いにして成立いたしましたら、この法案の運用によりまして過当競争を防止することができると、また、そういう意味からも、業法の運用を通じて、国産原油等の引き取りの促進を進めて参るつもりでございます。今日まで、この種の油の引き取り等については、これは断られたことは実はございませぬ。しかしながら、今後この種の原油の日本国内への輸入が相当多量になるといふことを考えます場合に、何かと問題が起こりはしないか、かように思ひます。しかし、おそらく、ただいま申し上げます石油業法の運用によれば、まず引き取り等については問題を起さなくても済むのじゃないか、かように私どもは期待をいたしております。そういう期待を持つております。そういう状況のもとにおきましては、いわゆる特殊原油引取権、これは、まだ私どもの考えは発展はいたしてはおりませぬ。おりませぬが、こういう特殊機関を作るかどうかという、これはまことに重大なことであり、業界の将来のためにも、この種のものの設置を決定するにつきましては慎重でなければならぬ、かように思

います。十分慎重に検討いたしまして結論を出していきたい、こういう考えでございます。

次に、日ソ間の貿易並びにソ連原油のあり方についてのお尋ねがございました。日ソ間の貿易につきましては、すでに御承知のように、三十七年の通商取りきめができておりました。これは、ソ連原油は、原油並びに重油を含めて三百四十万トンを引き取ることになつております。昨年比べて相当の数量の増加であります。この日ソ間の貿易は、あらゆる面におきまして相互均衡をとるといふ、その基本的建前で貿易の拡大をはかつております。そこで、今後はソ連としても日本に石油を売りたいし、また日本からはパイプ・ラインを買いたい、こういう話がございます。それはただいま御指摘のとおり、ソ連としては、一九六七年以降、一千万トンないし千二百万トン、これをコンスタントに引き取つてくれといふことを強く希望しておるやうであります。また、その商議ができれば、パイプ・ラインを作る必要があるから、そこでイルクーツクからナホトカまでの間、約六十四万トンのパイプ・ラインが必要だといふことでもございますが、この話はその後、昨年ミコヤン副首相が訪日の際にもそういう話が出ておりました。その後の商議はあまり具体的には進んでいないやうであります。私ども、日ソ間の貿易のあり方については前段に申し上げたとおりでございますけれども、この大量の油の輸入計画なり輸出は望ましいことではございますが、これが条件つきであるというやうな点で、なおこの商議の

昭和三十七年三月二十三日 参議院会議録第十三号 石油業法案(趣旨説明)

今後のあり方等についてはひとと十分見守っていきたい、こういう態度をた

最後に、石炭合理化計画についてはお母ねでございました。もちろん、石油

お母ねでございました。もちろん、石油について、またエネルギー源である国内

関係業界の御協力を得ておるのが今日の

「国務大臣水田三喜男君登壇、拍手」

○国務大臣(水田三喜男君) 国内資源の開発と海外開発の石油を確保する

から財政投融資という面において非常

に協力をしておりますが、その他の国内の石油業者に対しては、おっしゃ

と開発されております。これは民間資金と外資にたよらせておいて、政府の財政

分の仕事の性質上、もうこれは基本的な要求でございます。したがって、ど

入手にひもがつけられたという関係に

その次に地下資源の開発についての問題でございますが、これはもうお説

算として、今年度の予算としまして、この地下資源の開発

これは今後積極的に開発を進めることに

しまして、今年度の予算措置から申しますと、昨年度の四倍も予算を計上

と、探鉱費の補助を昨年の予算に比べて三倍近く行ないました

と、探鉱の促進をはかるというよう

「政府委員佐藤基君登壇、拍手」

○政府委員(佐藤基君) お答えいたし

外資系会社がアラビア石油の原油引き取りを拒否している事実は、現在の

後をうけた事実が明らかになりました

て、独禁法第六條第一項の違反の事実があれば、同法により、必要な措置を

石油会社の外国会社との国際契約の内容は、株式の取得にかかわる契約、

最後、外国石油会社とわが国の石油会社との契約で、わが国の石油会社

「田畑金光君登壇、拍手」

○田畑金光君 私は、民主社会党を代表し、ただいま提案されました石油業

以下二、三の質問を行ないたいと思

政府は、本年十月から石油輸入を自由化する方針を決定しております

すなわち、現在並びに近い将来も世界的な原油の供給過剩傾向が続くので

は、今後最も激しい石油販売競争が必至であること。第二に、わが国では、石

わが国経済の今後の発展にあたって、石油輸入の自由化を何らの準備なし

さて、石油業法案に對し最も敏感に反対の動きを示したのは、言うまでも

わが国よりも数歩先んじている欧米の主要国が、事エネルギー資源というこ

二八年の石油業法により完全な規制を行なっております。イタリヤは、一九

が、内外石油資源の開発、精製、販売、輸送等、広範な分野にわたり強力な事業活動を行ない、石油の低廉かつ

安定的な供給確保をはかっておりま
す。自由主義経済の本家であるアメリ
カすらもが、一九五九年以降、国内原
油の保存と国防上の理由から、石油輸
入には許可制をとっております。これ
ら諸国の石油政策に比較いたしますと
き、わが国の石油市場は、まさに無政
府状態といわなければなりません。国
際石油資本が石油業法制定に反対した
のも、うなずけるものがございます。
政府は、これら外資系会社の圧力に押
され、大口需要者の反対にあり、後退
をきわめたのが、今回の石油業法案で
あります。

そこで、私は総理にあらためてお尋
ねいたしますが、本法によりまし
て、石油業界の過当競争を防止し、石
油の安定供給を確保しながら、新しい
秩序を確立することができると総理は
お考えになりますか。

第二にお尋ねしたいことは、附
則第四条の再検討事項についてであり
ます。政府は、内外の石油事情その他
の経済事情の推移に応じ、緩和または
廃止の目的をもって再検討するとい
うのでありますが、もし強化する必要が
生じた場合にはどうなりますか。経済
は生きものであります。予測に反した
場合は、かえって強化しなければなら
なくなるでございませう。なぜ再検
討事項を入れざるを得なくなったの
か、その経緯と本条の趣旨を産産大臣
から明らかにしていただきます。

次にお尋ねしたいことは、石油製品
の販売価格については、産産大臣が必
要な場合には販売価格の標準額を定
め、告示することになっております
が、石油市場の乱売競争や少数支配の
危険性を予測いたしますときに、この

程度の措置では不十分であり、少なく
とも標準価格の支持ないし勧告をなし
得ることにすべきであると私は考えま
す。このことは、エネルギー懇談会も
認め、政府の当初の案にも大臣の勧告
権を認めておりましたが、これを削除
された理由を明らかにしていただきま
す。

第四にお尋ねしたいことは、本法案
によれば、石油輸入業者は産産大臣に
届け出ることで足りるとされておりま
すが、これまた許可制にしなければ所
期の目的を達し得ないと私は考えま
す。政府の当初案は、輸入許可制を
とつていたのでございますが、これま
た業界の圧力に屈しまして骨抜きに
なったのでございますが、産産大臣の
見解を承ります。

第五にお尋ねしたいことは、た
だいま中田議員の質問に対しお答えに
なりましたが、国産原油の保護育成に
ついて、政府のもつとはつきりとした
方針を承りたい。わが国の国産原油価
格は、現在一キロリットル当たり六千
六百五十円、本年十月、自由化以後
は、キロリットル当たり六千円まで引
き下げるべく、合理化目標に向かって
業界は全力をあげております。ところ
が、ここでも石炭産業と同じように、
産産省は合理化を要求するだけで、必
要な財政資金の裏づけ等もなされてお
りません。エネルギー懇談会も指摘す
るように、石油関税収入は、あげてエ
ネルギー対策に充当すべきでありま
す。三十七年度関税収入二百四十億
は、石炭、国内石油に大幅に投入すべ
きであると私は思います。ことに石炭
産業は、五千五百万トン出炭規模の確
保と、千二百円引き下げをめぐり、あ

らたな困難に直面しておりますが、
この際、政府は国産原油ないし国内石
炭の保護育成に関し、もつと積極的な
手を打つ用意があるかどうか、承つて
おきます。

次に、お尋ねしたいことは、原油買
い取り機関としての国策会社の設置に
つきまして、ただいまの御答弁により
ますと、この石油業法の運用によつ
て目的が達し得るであろう、ないしは
また慎重に検討して参りたいという御
答弁でございしますが、私はエネル
ギー懇談会の中間報告を見ましても、
その冒頭におきまして、「石油は国際
商品であり、またわが国にとつてきわ
めて輸入依存度の高い商品であるか
ら、その低廉かつ安定的な供給を確保
するためには、国内石油市場の一定割
合を国の影響下に置き得ることを基本
として、石油政策を総合的に推進する
必要がある」と申しております。私
は、消費者を保護し、石油市場の秩序
をはかるためには、国策会社としての
買い取り機関を設置することは焦眉の
急務であると考えておりますが、こ
れまた業界の圧力に屈しまして、慎重
に検討するといふ態度で逃げていこう
とする政府の態度を、私は非常に遺憾
に思います。あらためて産産大臣の所
見を承つておきます。

最後に、私は、政府に総合エネル
ギー政策を早急に確立していただきた
い、そしてエネルギー基本法を制定
して、エネルギー相互の地位を確立し
ていただきたいといふことを申し上げ
ておきます。エネルギーはすべての経
済活動の基礎物質であり、低廉にして安
定的な供給はわが国産業発展の基礎を
なすものであります。しかも、今日は

エネルギー消費構造の革命のときとい
われ、固体エネルギーから流体エネル
ギーへ、そしてエネルギーの大宗は
石油に移りつつあります。同時にま
た、国産資源については、各国とも、
単に経済性の立場からだけでなくし
て、エネルギー供給の安定性、セキユ
リティの立場から、強い保護措置を
とつていられるわけでありませう。私
は、政府が石油、石炭、電力、ガス、さらに
将来は原子力開発等を含めまして、総
合エネルギー政策を確立し、この基本
計画の上に立ちまして、電力、石油、
石炭等相互の調整をはかりながら、エ
ネルギー政策を打ち出すべきであると
考えます。このことによつて初めて、
無用な混乱摩擦を防止することができ
ましよう。強くこのことを政府に要望
いたしましたので、私の質問を終わるこ
とにいたします。(拍手)

「国務大臣池田勇人君登壇、拍手」
お答え申し
上げます。
われわれは自由経済主義をとつてお
ります。したがって、公正自由競
争を前提として、安定的に、また低廉
な価格でこれを供給することを建前に
いたしておるのであります。しかし、
先ほど申し上げましたごとく、現状か
ら申しますと、やはりある程度の法
律上の規制を必要といたしますので、
本法案を出したのでございます。これ
によりまして、御心配の過当競争は私
は起こらないと考えております。

なお、総合エネルギー対策につきま
しては、所得増進計画とも見合い、先
ほど申し上げましたように、各エネル
ギー間の関連を長期的に見まして、そ
うして経済原則に従うと同時に、国内

資源の確保、雇用、国際収支等、万般
の考慮を払いながら、今後エネルギー
に対しまして対策を講じていきたいと
考えております。(拍手)

「国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手」
附則第四条
の規定は、これは逆に再検討した場合
に強化になるのじゃないかという御意
見であつたかと思ひますが、御承知
のように、今回のこの石油業法案は、
自由な立場における公正な経済活動
ができるという基本的建前における
調整規定でございます。そういうこと
を考えますと、本来ならば本筋に返
るといふことが望ましいのだと思ひま
す。そういう意味から、特殊な事情等
経済上の推移等に応じまして、十分事
態を検討して、必要があれば緩和また
は廃止する、そういうことで検討すべ
きだといふことを、念のため規定いた
しておるわけでございます。私は、こ
の石油業法ができましたら、運用して十
分の効果をあげることができますなら
ば、この種の特例立法はそのうち改廃
して差しつかえないものじゃないか
と、かように実は考える次第でござい
ます。したがって、強化云々の必
要は、これはまあ別途なことだ、かよ
うに思ひます。

その次に、石油製品の販売価格につ
いて勧告ないし指示権を政府が持つた
らどうかというお尋ねでございませ
う。この法律案では、石油製品の販売価格
が不当に高騰したり不当に下落した
り、いわゆる非常な変動があること、こ
ういふことは、経済活動のために望ま
しいことではございませんので、そうい
うことを避ける意味で、いわゆる標準
額、これを定めて公表し、各企業

が自主的にこれに協力していただくということを建前にいたしております。この考え方でまず十分目的を達するのじやないか、かように実は考えておるわけでございます。いわゆる政府が強制的な規制を行なうという事はなるべく避けるべきである。こういうふうな考えでございます。

第三番目は、石油の輸入は届出制でなく、これまた許可制にしたらどうかという御意見でございます。石油の輸入の引き取りは、自由取引を尊重すべき分野であると、かように考えます。したがって、私どもとしてはこの届出で十分じやないか、この法律によりまして、石油供給計画の作成及び精製業に対する規制、これが適正に行なわれていくことを期待しておりますので、これで目的を達すると、かように実は考えておるわけでございます。

次に、国産原油の保護育成についての御意見でございます。御承知のように、国産原油につきましては、五カ年計画におきまして、ガスをも含めて二百萬トンの開発計画並びに六千円の合理化計画を指示いたしております。ただいま、これについての財政的な措置あるいは政府資金等による援助等によりまして、この開発を進めておるわけであります。また、出ました原油の引き取り等については、行政あっせんによりまして今日目的を達しておるわけでありまして、これに関連いたしまして、将来の問題だと思いますが、田畑さんは、ただいま緊急の措置として原油引き取り機関を作れ、こういうことを述べられたのでございますが、私は先ほどお答えいたしましたように、この石油法案、この運用によりまして引

き取り等が円滑に行われるならば、その種のものを作らなくてもいいんだというところをお答えしたとおりであります。将来、しかし、十分検討いたしまして、こういうことについての態度をきめていきたい、かように考えておる次第でございます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) これにて質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長(松野鶴平君) 日程第三、自治省設置法の一部を改正する法律案、

日程第四、文部省設置法の一部を改正する法律案、

日程第五、建設省設置法の一部を改正する法律案、

(いずれも内閣提出、衆議院送付) 以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長河野謙三君。

審査報告書

自治省設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年三月十五日

内閣委員長 河野 謙三

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、自治省におかれておる参与の定員を二人増員すると

ともに、自治省の職員の定員を三十三人増加しようとするものであり、その措置は妥当と認める。

二、費用
本法律案に伴う経費は、昭和三十七年度において、千四百七十七円である。

自治省設置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年三月九日
衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長松野鶴平殿

自治省設置法の一部を改正する法律案

自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「十人以内」を「十二人以内」に改める。

第二十六条の表中「三三三人」を「三四九人」に、「一四〇人」を「一四七人」に、「四六三人」を「四九六人」に改める。

附 則
この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

審査報告書
文部省設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年三月十五日
内閣委員長 河野 謙三
参議院議長松野鶴平殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、国立科学博物館及び国立近代美術館の所掌事務及び組織を整備し、現行の著作権審議会を廃止して、新たに著作権制度の職員の定員を八千四百一十一人増加しようとするもの等であつて、その措置は妥当と認める。

二、費用
本法律案に伴う経費は、昭和三十七年度において約十二億九千四百六十七万円である。

文部省設置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年三月九日
衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長松野鶴平殿

文部省設置法の一部を改正する法律案

文部省設置法(昭和二十四年法律第四百四十六号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項を次のように改める。

第十九条第十七号中「国立自然教育園」を削る。

第十九条第一項を次のように改める。

(国立科学博物館)
第十九条 国立科学博物館は、自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用の調査研究を行ない、並びにこれらに関する資料を収集、保管して公衆の視覧に供するとともに、これに関連する事業を行ない、あわせて自然史研究の指導、連絡及び促進を図る機関とする。

第十九条第三項中「内部組織」の下に「並びに附属自然教育園の位置及び内部組織」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

第二十条第三項中「内部組織」の下に「並びに分館の名称、位置及び内部組織」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 国立近代美術館には、分館を置くことができる。
第二十七条第一項中「左表」を「次の表」に改め、同項の表中「著

作権審議会を「著作権制度審議会」に、「文部大臣の諮問に依りて著作権法」を「著作権制度に関する重要事項を調査審議し、あわせて文部大臣の諮問に依りて著作権法(明治三十二年法律第三十九号)に改める。

第三十一条の表中「七四、三三七」を「八二、五七六」に、「七二、二五六」を「八〇、四三六」に、「五一一人」を「五八三人」に、「七四、七四八」を「八三、一五九」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2 著作権法(明治三十二年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三十六条ノ三中「著作権審議会」を「著作権制度審議会」に改める。

3 著作権に関する仲介業務に関する法律(昭和十四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「著作権審議会」を「著作権制度審議会」に改める。

4 万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律(昭和三十一年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「著作権審議会」を「著作権制度審議会」に改める。

〔審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載〕

建設省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年三月十三日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

建設省設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二 河川局に砂防部を置く。

法律

建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二 河川局に砂防部を置く。

2 砂防部においては、第三条第九号及び第九号の二に規定する事務、同条第十四号に規定する事務のうち砂防設備の災害復旧工事の指導に関する事務並びに同条第三号及び第二十六号の二から第二十六号の四までに規定する事務で同条第九号及び第九号の二に規定する事務に関するものをつかさどる。

第十條第一項の表中公共用地審議会の項の次に次の一項を加える。

宅地制度審議会	建設大臣の諮問に依りて宅地制度に関する重要事項を調査審議し、又は当該事項について建設大臣に意見を述べること。
---------	--

第十四条第一項中「関東地方建設局及び近畿地方建設局、東北地方建設局、関東地方建設局、近畿地方建設局及び九州地方建設局」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十九条中「三万三千百人」を「三万五千七百二十人」に改める。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 第十條第一項の表に掲げる附屬機関のうち、宅地制度審議会は、昭和三十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。ただし、第十四条第二項及び第三項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

2 昭和三十七年九月三十日までの間は、この法律による改正後の建設省設置法第十九条中「三万五千七百二十人」とあるのは、「三万六千七百人」とする。

〔河野謙三君登壇、拍手〕

○河野謙三君 ただいま議題となりました法律案三件につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、自治省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、自治省に置かれていた参与及び職員の名を改正しようとするものであり、その内容は、最近における国及び地方を通ずる長期経済計画に關連する地方行政の伸展に伴い、この方面の専門家を参与として新たに加えるため、参与の定員を二名増員して十

二名以内とすること、及び自治省の職員の名を三十三名増加して四百九十六名とすることであり、なお、定員三十三名増加のうち十三名は定員外職員の定員化によるものであります。

本委員会におきましては、参与二名増員の理由、参与の任務及びその手当の額、新規増員の理由、特に地方公務員共済組合制度の実施に伴う増員等について質疑が行なわれ、安井自治大臣及び政府委員より、それぞれ答弁がありました。その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終り、別に討論もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

附則

次に、文部省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、文部省の附屬機関及び文部省の定員につき所要の改正をしようとするものであり、そのおもな内容は、第一に、国立科学博物館の自然史関係の研究部門を拡充整備し、自然史、科学研究センターとしての機能をもたせ、これを、これに伴い、従来文部本省において運営管理していた国立自然教育園を同館の附屬機関とする。第二に、国立近代美術館に分館を設け得ることとしたこと、第三に、現行の著作権審議会にかえて、現行の調査事項のほか、新たに著作権制度の重要事項について調査審議する著作権制度審議会を設けること、第四に、文部省の定員を、定員外職員

の定員化五千六百三十一名を含めて八千四百一十一名増加することであり、本委員会におきましては、昭和三十三年に日本学術会議よりの勧告があったにもかかわらず、国立科学博物館の機構改正が今日まで遷延した理由、国立学校における定員外職員の定員化、特に、国立大学付属病院及び理工系大学における無給職員の定員化問題、新設高専の定員及び用地問題、著作権審議会の改組の内容等について質疑が行なわれ、荒木文部大臣及び政府委員よりそれぞれ答弁がありました。その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終り、別に討論もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、建設省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、建設省の機構及び定員につき所要の改正をしようとするものであり、そのおもな内容は、第一に、河川局に砂防部を設置すること、第二に、臨時に宅地制度審議会を設置すること、第三に、東北地方建設局及び九州地方建設局に用地部を設けるとともに、中部地方建設局の海岸部を廃止すること、第四に、建設省の定員を定員外職員の定員化等により四千五百九十人増加すること等であり、本委員会におきましては、砂防部設置の効果及び砂防部の設置と農林省所管の砂防事業との関連、大都市再開発問題懇談会を法律によって設置しなかつた理由、宅地制度審議会と地価問題、定員外職員の定員化等について質疑が行なわれ、中村建設大臣及び政府

委員よりそれぞれ答弁がありました。その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって三案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第六、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案、

日程第七、国立学校設置法の一部を改正する法律案、

(いずれも内閣提出、衆議院送付) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。文教委員長大矢正君。

審査報告書

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

右多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年三月十五日

文教委員長 大矢 正

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、都道府県がその給与を負担している市町村立の義務教育諸学校の教職員に対して、新たに初任給調整手当を支給することを定めたもので、これにより採用困難な大学卒業の教諭資格者を確保できることが期待され、おおむね妥当な措置と認められた。

二、費用

本法施行に伴う費用約一億円が昭和三十七年度予算に計上されている。

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれよつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年三月八日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長松野鶴平殿

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律

市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「扶養手当」の下に、「初任給調整手当」を加える。

第二条中「夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う『課程』」を「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四条に規定する定時制の課程」に、「通常の課程」を「同法同条に規定する全日制の課程」に改め、「初任給調整手当」を削る。

附 則

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

審査報告書

国立学校設置法の一部を改正する法律案

右多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年三月二十日

文教委員長 大矢 正

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和三十七年度における国立大学附置の研究施設および国立工業高等専門学校の新設ならびに旧制大学の廃止等について規定しているが、これらの内容はおおむね妥当な措置と認められた。

二、費用

本法施行に伴う費用約十四億四千万円が昭和三十七年度予算に計上されている。

国立学校設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年三月一日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長松野鶴平殿

国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 国立大学(第三条第七条)」を「第二章 国立大学(第三章の二) 国立高等専門学校(第七条の二)」に改める。

「の外」を「のほか」に、「左表」を「次の表」に、「通り」を「とおり」に、「除く外」を「除くほか」に改める。

第二条第二項中「大学以外の」を「大学及び高等専門学校以外の」に改める。

第三条の表学校教育法第九十八条の規定による学校で、上欄の国立大学に包括されるものの欄中「北海道大学」、「東北大学」、「東京大学」、「東京文理科大学」、「東京工業大学」、「東京商科大学」、「名古屋大学」、「京都大学」、「大阪大学」、「神戸経済大学」、「広島文理科大学」及び「九州大学」を削り、同表東京農工大学の項中「繊維学部」を「工学部」に改める。

第三条の二第一項中「左」を「次に」に改める。

第四條第一項の表東京大学の項中

生産技術研究所	史料編さん	所	史料編さん	生産に関する技術的問題の科学的総合研究並びに研究成果の実用化試験
応用微生物研究所	本邦に関する史料の研究、編さん及び出版	所	本邦に関する史料の研究、編さん及び出版	生産に関する技術的問題の科学的総合研究並びに研究成果の実用化試験
航空研究所	航空に関する学理及びその応用の研究	所	航空に関する学理及びその応用の研究	生産に関する技術的問題の科学的総合研究並びに研究成果の実用化試験

史料編さん	本邦に関する史料の研究、編さん及び出版	所	本邦に関する史料の研究、編さん及び出版
応用微生物研究所	生産に関する技術的問題の科学的総合研究並びに研究成果の実用化試験	所	生産に関する技術的問題の科学的総合研究並びに研究成果の実用化試験
航空研究所	航空に関する学理及びその応用の研究	所	航空に関する学理及びその応用の研究
生産技術研究所	生産に関する技術的問題の科学的総合研究並びに研究成果の実用化試験	所	生産に関する技術的問題の科学的総合研究並びに研究成果の実用化試験

に改め、同表中京都大学の項を次のよ

東京大学	京都大学	京都府	長野県	東京都
化学研究所	化学に関する特殊事項の学理及びその応用の研究	化学に関する特殊事項の学理及びその応用の研究	宇宙線の観測及び研究	宇宙線の観測及び研究
人文科学研究所	世界文化に関する人文科学の総合研究	世界文化に関する人文科学の総合研究	原子核及び素粒子に関する実験的研究並びにこれに関連する理論的研究	原子核及び素粒子に関する実験的研究並びにこれに関連する理論的研究
結核研究所	結核の予防及び治療に関する学理及びその応用の研究	結核の予防及び治療に関する学理及びその応用の研究	物性に関する実験的研究及びこれに関連する理論的研究	物性に関する実験的研究及びこれに関連する理論的研究
工学研究所	工学に関する学理及びその応用の総合研究	工学に関する学理及びその応用の総合研究	海洋に関する基礎的研究	海洋に関する基礎的研究
木材研究所	木材に関する学理及びその応用の研究	木材に関する学理及びその応用の研究		
食糧科学研究所	食糧の生産、加工、利用及び貯蔵に関する研究	食糧の生産、加工、利用及び貯蔵に関する研究		
防災研究所	災害に関する学理及びその応用の研究	災害に関する学理及びその応用の研究		
ウイルス研究所	ウイルスの探究並びにウイルス病の予防及び治療に関する学理及びその応用の研究	ウイルスの探究並びにウイルス病の予防及び治療に関する学理及びその応用の研究		
経済研究所	産業経済に関する総合研究	産業経済に関する総合研究		

第四條第二項の表中東京大学の項を次のように改める。

うに改める。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 国立高等専門学校

(名称及び位置)

第七条の二 国立高等専門学校の名
称及び位置は、次の表に掲げると
おりとす。

国立高等専門学校	位置
函館工業高等専門学校	北海道
加川工業高等専門学校	北海道
平工業高等専門学校	福島県
群馬工業高等専門学校	群馬県
長岡工業高等専門学校	新潟県
沼津工業高等専門学校	静岡県

鈴鹿工業高等専門学校	三重県
明石工業高等専門学校	兵庫県
宇部工業高等専門学校	山口県
高松工業高等専門学校	香川県
新居浜工業高等専門学校	愛媛県
佐世保工業高等専門学校	長崎県

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

〔大矢正君登壇、拍手〕

○大矢正君 たいいま議題となりまし
た二法案について、文教委員会におけ
る審査の経過並びに結果を御報告いた
します。

まず、市町村立学校職員給与負担法
の一部を改正する法律案について申し
上げます。
本法律案は、高等学校の工業教科担
当教員に対し、本年度から支給されて
いる初任給調整手当について、その支
給範囲をさらに拡大して、明年度から
は、市町村立の義務教育諸学校の新規
採用教員にもこれを及ぼすこととし、
その負担を他の給与と同様に都道府県
とする旨を定めたものであります。し
たがって、本改正によって新たにつけ
加えられたこの手当の半額は、当然、
義務教育費国庫負担法による国庫負担
の対象となるわけであり、

委員におきましては、教育基本法
第六条の教員の身分尊重と待遇の適正
化という規定と本案の措置との関係、

かくて質疑を終わり、討論に入りま
したところ、日本社会党を代表して豊
瀬委員より、本案の措置は、その意図
は了とするが、こそくであり、抜本的
改善策に眼をつぶり、これを後退させ
るものであるとの反対意見が表明さ
れ、また、自由民主党を代表して北畠
委員より、本案は社会の進運に処す
るための妥当な措置であるとの賛成意

見が述べられました。討論を終わり、
続いて採決をいたしました結果、本案
は多数をもって原案どおり可決すべ
きものと決定いたしました。

次に、国立学校設置法の一部を改正
する法律案について申し上げます。
本法律案は、昭和三十七年度から、
海洋に関する基礎的研究を行なうた
め、東京大学に共同利用の海洋研究所を
産業経済に関する総合研究を行なうた
め、京都大学に経済研究所を、中堅技術
者の養成をはかるために、函館、旭川、
平、群馬、長岡、沼津、鈴鹿、明石、
宇部、高松、新居浜、佐世保の計十二
校の国立工業高等専門学校を新設する
ことを規定いたしております。

昭和三十七年三月二十三日 参議院会議録第十三号 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案外一件

以上のほか、東京大学付置の生産技術研究所を千葉県から東京都へ移転すること、東京農工大学の繊維学部を工学部に改めること、及び国立大学に包括されている旧制大学の廃止等について定めております。

委員会の審議におきましては、国立工業高等専門学校の設置の条件並びに新設の経費、共同利用研究所運営の基本方針、いわゆる論文博士の今後の取り扱い等について熱心な質疑応答が行なわれましたが、その詳細は速記録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わし、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して米田勲委員より、本案の措置は全面的に用意不十分であり、特に国立工業高等専門学校の新設が地方に相当の負担をかけるようとしてゐることは問題であること等をあげて、反対意見が表明され、また、自由民主党を代表して近藤鶴代委員より、本案は科学技術振興の見地からきわめて適切な措置であるとの賛成意見が述べられました。かくて採決の結果、本法律案は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。まず、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、国立学校設置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第八、阪神高速道路公団法案、
日程第九、公共工事の前払金保証事業に關する法律の一部を改正する法律案、
日程第十、水資源開発公団法の一部を改正する法律案、
(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。建設委員長大河原一次君。

審査報告書

阪神高速道路公団法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年三月十五日
建設委員長 大河原一次
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、最近の阪神地区における自動車交通量の激増に對処するため、大阪市の区域及び神戸市の区域並びにそれらの区域の間及び周辺の地域において、その通行について料金を徴取することができる自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行なわせるため、新たに阪神高速道路公団を設け、これらの地域における自動車専用道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もつてこれらの地域における都市の機能の維持及び増進に資するとするものであつて、おおむね妥当な措置であると認めるが、都市交通の万全を期するため、別紙の通り附帯決議を行なつた。

二、費用

この法律施行のため、昭和三十七年度における公団の事業費十五億円のうち二億が政府出資金として予算に計上されている。

附帯決議

政府は、本法施行に當つては次の諸点を考慮すべきである。
一、本計画の早期完成を図るため、十分なる財政措置を講ずること。
一、車両交通激増の傾向にかんがみ、高速道路の構造については、将来に対応した方法を考究すること。

一、本事業施行に當つては市民に対し周知徹底をはかり、特にその積極的協力を得るより適切な措置を講ずるとともに不当に私権を侵さざるより充分配慮すること。
右決議する。

阪神高速道路公団法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年三月一日

衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野鶴平殿

目次

- 第一章 総則(第一条―第七条)
- 第二章 管理委員会(第八条―第十七条)
- 第三章 役員及び職員(第十八条―第二十八条)
- 第四章 業務(第二十九条―第三十一条)
- 第五章 財務及び会計(第三十二条―第四十四条)
- 第六章 監督(第四十五条―第四十六条)
- 第七章 補則(第四十七条―第四十九条)
- 第八章 罰則(第五十条―第五十一条)

第一章 総則

(目的)
第一条 阪神高速道路公団は、大阪市の区域及び神戸市の区域並びにそれらの区域の間及び周辺の地域において、その通行について料金を徴取することができる自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行なうこと等により自動車専用道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もつてこれらの地域における都市の機能の維持及び増進に資することを目的とする。

(法人格)
第二条 阪神高速道路公団(以下「公団」といふ。)は、法人とする。

第三条 公団は、主たる事務所を大阪市に置く。

2 公団は、建設大臣の認可を受け、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)
第四条 公団の資本金は、二億円と政令で定める地方公共団体が公団の設立に際し出資する額の合計額とする。

2 政府は、公団の設立に際し、前項の二億円を出資するものとする。

3 公団は、必要があるときは、建設大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4 政府及び第一項の政令で定める地方公共団体は、前項の規定により公団がその資本金を増加すると

きは、公団に出資することができる。

(登記)
第五条 公団は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称使用の制限)
第六条 公団でない者は、阪神高速道路公団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)
第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不行爲能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、公団について準用する。

第二章 管理委員会
(設置)
第八条 公団に、管理委員会(以下この章において「委員会」という)を置く。

(権限)
第九条 公団の予算、事業計画及び資金計画並びに決算は、委員会の議決を経なければならない。

(組織)
第十条 委員会は、委員七人及び公団の理事長をもつて組織する。
2 委員会に委員長一人を置き、委員の互選により選任する。
3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。
(委員の任命)
第十一条 委員は、建設大臣が任命する。

2 前項の委員のうち三人は、公団に出資した地方公共団体の長が(公団に出資した地方公共団体が二以上あるときは、当該地方公共団体の長が共同して)推薦した者のうちから任命しなければならない。

(委員の任期)
第十二条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができ(委員の欠格条項)

第十三条 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。
一 国会議員又は地方公共団体の議会の議員
二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

四 公団の役員又は職員

(委員の解任)
第十四条 建設大臣は、委員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

2 建設大臣は、委員が次の各号の一に該当するとき、その他委員たるに適しないと認めるときは、その委員を解任することができる。
一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
二 職務上の義務違反があるとき。

(委員の報酬)
第十五条 委員は、報酬を受けない。ただし、旅費その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとする。
(議決の方法)
第十六条 委員会は、委員長又は第十條第四項に規定する委員長を代理する者のほか、委員及び理事長のうち三人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。
3 委員会は、公団の役員又は職員をその会議に出席させて、必要な説明を求めることができる。
(委員の公務員たる性質)
第十七条 委員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 役員及び職員

(役員)
第十八条 公団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。
(役員職務及び権限)
第十九条 理事長は、公団を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、公団を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して公団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。
3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して公団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。
4 監事は、公団の業務を監査する。

(役員任命)
第二十条 理事長、副理事長及び理事は、建設大臣が任命する。
2 理事は、理事長が建設大臣の認可を受けて任命する。
(役員任期)
第二十一条 役員任期は、四年とする。

2 役員は、再任されることができ(役員欠格条項)
第二十二条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。
一 第十三条第一号から第三号までの一に掲げる者
二 国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて非常勤のものを除く。)又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員
(役員解任)
第二十三条 建設大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 建設大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が第十四条第二項各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。
3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、建設大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)
第二十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。
(代表権の制限)
第二十五条 公団と理事長又は副理事長との利益が相反する事項につ

残任期間とする。

いては、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

(代理人の選任)

第二十六条 理事長及び副理事長は、理事又は公団の職員のうちから、公団の主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第二十七条 公団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員が公務員たる性質)
第二十八条 第十七条の規定は、役員及び職員について準用する。

第四章 業務

(業務の範囲)

第二十九条 公団は、第一条の目的を達成するため、大阪市の区域及び神戸市の区域並びにそれらの区域の間及び周辺の地域において、次の業務を行なう。

- 一 その通行について料金を徴収することができる自動車専用道路(道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十八条の第二項又は第二項の規定による指定を受けた道路又は道路の部分(以下「都市計画」として決定されたもの)の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行なうこと。
- 二 前号の自動車専用道路に係る災害復旧工事を行なうこと。
- 三 国又は地方公共団体の委託に基づき、第一号の自動車専用道路の新設若しくは改築と工事施

行上密接な関連のある道路の新設若しくは改築で都市計画として決定された道路に係るもの又は公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律(昭和三十六年法律第九号)に基づく市街地改造事業でこれに関連するものを行なうこと。

四 その利用について料金を徴収する路外駐車場を都市計画として決定されたものの建設及び管理を行なうこと。

五 第一号、第二号及び前号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

六 前五号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、国又は地方公共団体の委託に基づき、道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行なうこと。

七 公団は、前項の業務のほか、建設大臣の認可を受けて次の業務を行なうことができる。

一 前項第一号の自動車専用道路で高架のもの新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫その他政令で定める施設(以下「事務所等」という。)を建設し、及び管理すること。

二 委託に基づき、前項第一号の自動車専用道路で高架のもの新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所等を建設すること。

三 公団は、前項の業務を行なう場合においては、政令で定める基準に従つてしなければならない。

(基本計画)
第三十条 建設大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項第一号の業務につき基本計画を定め、これを公団に指示するものとする。

建設大臣は、前項の基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の同意を得、かつ、道路管理者(道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下この項において同じ。)と協議しなければならない。この場合において、建設大臣以外の道路管理者が協議に応じようとするときは、道路管理者である地方公共団体(府県知事又は市の長である道路管理者にあつては、その統轄する府県又は市)の議会の議決を経なければならない。

前項の規定は、第一項の基本計画を変更しようとする場合(政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)に準用する。

第三十一条 公団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

前項の業務方法書に記載すべき事項は、建設省令で定める。

第五章 財務及び会計

(事業年度)
第三十二条 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)
第三十三条 公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

公団は、前項の規定による建設大臣の認可を受けたときは、予算、事業計画及び資金計画に関する書類を、公団に出資した地方公共団体に提出しなければならない。

(財務諸表)
第三十四条 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度終了後四月以内に建設大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

公団は、前項の規定により財務諸表を建設大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

公団は、第一項の規定による建設大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならない。

公団は、第一項の規定による建設大臣の承認を受けたときは、財務諸表及び決算報告書を、公団に出資した地方公共団体に提出しなければならない。

(利益及び損失の処理)
第三十五条 公団は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

公団は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び阪神高速道路債券)
第三十六条 公団は、建設大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は阪神高速道路債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、建設大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

第一項の規定による債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

公団は、建設大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全

部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(政府からの貸付け等)

第三十七条 政府は、公団に対し長期若しくは短期の資金の貸付けをし、又は債券の引受けをすることができ。

(債務保証)

第三十八条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に關する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公団の長期借入金又は債券に係る債務について保証することができ。

(償還計画)

第三十九条 公団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたて、建設大臣の認可を受けなければならない。

(他の道路の新設又は改築に要する費用の負担)

第四十条 公団は、第二十九条第一項第一号の自動車専用道路の新設又は改築に伴い必要を生じた他の道路(当該自動車専用道路が道路法第四十八条の二第二項の規定による指定を受けた道路の部分であるときは、当該道路の他の部分を

含む)の新設又は改築に要する費用については、政令で定めるところにより、その一部を負担しなければならない。

(補助金)

第四十一条 政府は、予算の範囲内において、公団に対して、第二十九条第一項第二号に掲げる業務に要する経費の一部を補助することができる。

2 第四十条第一項の政令で定める地方公共団体は、予算の範囲内において、公団に対して、第二十九条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に要する経費の一部を補助することができる。

(余裕金の運用)

第四十二条 公団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他建設大臣の指定する有価証券の取得
二 銀行への預金又は郵便貯金(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十三条 公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、建設大臣の承認を受けなければならない。

(建設省令への委任)

第四十四条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に關し必要な事項は、建設省令で定める。

第六章 監督

(監督)

第四十五条 公団は、建設大臣が監督する。

2 建設大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ。

(報告及び検査)

第四十六条 建設大臣は、必要があると認めるときは、公団に対して業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員をして公団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 補則

(解散)

第四十七条 公団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十八条 建設大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第四十条第三項、第三十一条第一項、第三十三条第一項、第三十六条第一項、第二項ただし書及び第六項並びに第三十九条の規定による認可をしようとするとき。
二 第三十条第一項の基本計画を定めようとするとき。

三 第三十四条第一項及び第四十条の規定による承認をしようとするとき。

四 第四十二条第一号の規定による指定をしようとするとき。
五 第三十一条第二項及び第四十条の規定により建設省令を定めようとするとき。

(他の法令の準用)

第四十九条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第八章 罰則

(罰則)

第五十条 第四十六条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合に、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第五十一条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により建設大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
二 第五十条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十九条第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第四十二条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第四十五条第二項の規定による建設大臣の命令に違反したとき。

第五十二条 第六条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(公団の設立)

第二条 建設大臣は、第二十条第一項の例により、公団の理事長、副理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長、副理事長又は監事となるべき者は、公団の設立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長、副理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 建設大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に關する事務を処理させる。

2 設立委員は、第四条第一項の政令で定める地方公共団体に対して、公団に対する出資を募集しなければならない。

3 設立委員は、前項の募集が終わつたときは、建設大臣に対して、設立の認可を申請しなければならない。

4 設立委員は、前項の認可を受けるときは、政府及び出資の募集に応じた地方公共団体に対して、出

資金の払込みを求めなければならぬ。

5 設立委員は、出資金の払込みがあつた日(出資金が分割して払い込まれたときは、第一回の払込みがあつた日)において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

4 附則第二條第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第五項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならぬ。

5 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

6 公団の設立の後最初に任命される理事のうち二人及び監事のうち一人の任期は、第二十一條第一項の規定にかかわらず、二年とする。

7 公団の最初の事業年度は、第三十二條の規定にかかわらず、その設立の日始まり、昭和三十三年三月三十一日に終わるものとする。

8 公団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十三條中「事業年度開始前」とあるのは、「公団の成立後遅滞なく」とする。
(名称使用の制限に関する経過措置)

9 この法律の施行の際現に阪神高速道路公団という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しな

なければならない。この場合において、第六條の規定は、当該期間内は、これらの者には適用しない。(公務員とみなされる者に関する恩給の特例)

10 恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九條に規定する公務員とみなされる者(以下この条において「公務員とみなされる者」といふ。)が引き続いて公団の役員又は職員となつたときは、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号、以下この条及び次条において「法律第七十七号」といふ。)附則第十條の規定の適用については、同条第一項中「引き続いて公務員又は公務員とみなされる者」として在職し」とあるのは、「引き続いて公務員若しくは公務員とみなされる者又は阪神高速道路公団の役員若しくは職員として在職し」と読み替へるものとする。

2 他の法律の規定において法律第七十七号附則第十條の規定を準用するときは、前項の規定により読み替へられた同条第一項の規定を準用するものとする。

3 公団の設立の際現に公務員とみなされる者として在職する者が、引き続き公団の役員又は職員となり、更に引き続き公務員とみなされる者となつたとき(公団の設立の際現に公務員とみなされる者として在職する者が引き続き公務員とみなされる者として在職し、更に引き続き公団の役員又は職員となり、更に引き続き公務員とみなされる者となつたとき

を含む。)は、その公務員とみなされる者に給すべき普通恩給については、当該公団の役員又は職員としての在職年数を公務員とみなされる者としての在職年数に通算する。

4 第一項(他の法律の規定において第一項の規定により読み替へられた法律第七十七号附則第十條第一項の規定を準用するときを含む。)及び前項の規定は、公団の役員又は職員となるまでの恩給法第十九條に規定する公務員又は公務員とみなされる者としての在職年数が普通恩給についての最短期間内に達する者については、適用しないものとする。

5 第三項の規定の適用を受ける者についての恩給法第六十四條(二)(再就職の場合の普通恩給)の規定の準用については、公団の役員又は職員としての就職を再就職とみなす。

11 公団は、前条第一項(他の法律の規定において同条同項の規定により読み替へられた法律第七十七号附則第十條第一項の規定を準用するときを含む。)及び第三項の規定の適用を受ける公団の役員若しくは職員であつた者又はその遺族の恩給の支給に充てる金額を、政令で定めるところにより、国庫又は地方公共団体に納付するものとする。

12 道路整備特別措置法の一部改正(道路整備特別措置法の一部改正)第三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「若しくは首都高速道路公団」を「首都高速道路公団若しくは阪神高速道路公団」に改める。

7 第七條の二の見出し中「首都高速道路公団」の下に「又は阪神高速道路公団」を加え、同条中「首都高速道路公団」の下に「又は阪神高速道路公団」を加え、同条に次の一項を加える。

2 阪神高速道路公団は、道路法第十二條、第十三條第一項若しくは第二項、第十五條、第十六條第一項若しくは第二項本文若しくは第十七條第一項若しくは第二項の規定又は同法第十六條第二項ただし書若しくは第十九條第一項の規定に基づき成立した協議(同法第十六條第四項又は第十九條第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。)にかかわらず、阪神高速道路公団法(昭和三十三年法律第 号)第三十條第一項の規定により指示された基本計画に従つて、当該基本計画に含まれている道路法第四十八條の二第一項又は第二項の規定による指定を受けた自動車のみ的一般交通の用に供する道路又は道路の部分(以下単に「阪神高速道路」といふ。)を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

7 第七條の三の見出し及び同条第一項中「首都高速道路」の下に「又は阪神高速道路」を加え、同条中「首都高速道路公団」の下に「又は阪神高速道路公団」を加え、同条第二項中「道路」の下に「一級国道(指定区間内の一級国道を

除く)又は」を加え、「その他の道路」を「都府県道又は市町村道」に改める。

7 第七條の四の見出し及び同条第一項中「首都高速道路」の下に「又は阪神高速道路」を加え、同条中「首都高速道路公団」の下に「又は阪神高速道路公団」を加え、同条第七條の五(見出しを含む)中「首都高速道路公団」の下に「又は阪神高速道路公団」を加え、同条中「首都高速道路」の下に「又は阪神高速道路」を加え、「道路法」の下に「第十二條の二第一項から第三項まで」を加える。

7 第七條の六(見出しを含む)中「首都高速道路公団」の下に「又は阪神高速道路公団」を加え、同条中「首都高速道路」の下に「又は阪神高速道路」を加え、「道路法」の下に「第十二條の二第一項から第三項まで」を加える。

9 第九條第一項前段中「首都高速道路公団」の下に「若しくは阪神高速道路公団」を加える。

第十條(見出しを含む)中「首都高速道路公団」の下に「若しくは阪神高速道路公団」を加え、同条第一項中「首都高速道路」の下に「若しくは阪神高速道路」を加える。

第十一條第一項中「又は首都高速道路」を「首都高速道路又は阪神高速道路」に改める。

第十二條第一項中「首都高速道路」の下に「若しくは阪神高速道路」を加え、同条第二項中「及び首都高速道路」を「首都高速道路及び阪神高速道路」に改める。

第十四條第一項中「又は首都高速道路公団」を「首都高速道路公

団若しくは阪神高速道路公団」に改める。

第十五條第一項中「又は首都高速道路」を「首都高速道路又は阪神高速道路」に改める。

第十六條第一項中「又は首都高速道路」を「首都高速道路又は阪神高速道路」に改める。

第十七條第一項中「又は首都高速道路」を「首都高速道路又は阪神高速道路」に改める。

第十八條第一項中「又は首都高速道路」を「首都高速道路又は阪神高速道路」に改める。

又又は阪神高速道路公団」に改める。

第十五条中「首都高速道路公団」の下に、「阪神高速道路公団」を加え、同条第一項中「首都高速道路」の下に「若しくは阪神高速道路」を加える。

第十六条第一項中「又は首都高速道路公団」を、「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第十七条第一項中「又は首都高速道路公団が第七條の二」を、「首都高速道路公団が第七條の二第一項に、「について、」を「又は阪神高速道路公団が第七條の二第二項の規定に基づき新設し、若しくは改築し、若しくは第七條の五の規定により維持、修繕及び災害復旧を行なう阪神高速道路(以下「阪神高速道路公団の管理する阪神高速道路」といふ。)について、」に、「又は首都高速道路公団の」を、「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改め、同条第二項中「又は首都高速道路公団の」を、「首都高速道路公団の」に改め、「首都高速道路公団」に改め、「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改め、「首都高速道路公団」に改め、同条第三項中「若しくは首都高速道路公団」を、「首都高速道路公団若しくは阪神高速道路公団」に改める。

第二十条第一項、第四項及び第五項中「又は首都高速道路公団」を、「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改め、同条第三項中「若しくは首都高速道路公団」を、「首都高速道路公団若しくは阪神高速道路公団」に改める。

第二十一条中「並びに首都高速道路公団の管理する首都高速道路」を、「首都高速道路公団の管理する首都高速道路及び阪神高速道路並びに阪神高速道路公団の管理する阪神高速道路」に、「又は首都高速道路公団」を、「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二十三条から第二十五条まで中「又は首都高速道路公団」を、「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二十六条第一項中「首都高速道路公団」に改める。

高速道路公団の管理する阪神高速道路

道路に、「又は当該首都高速道路の道路管理者」を、「当該首都高速道路の道路管理者又は当該阪神高速道路の道路管理者」に改める。

第十九条の見出し中「又は首都高速道路公団」を、「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改め、同条第一項中「又は首都高速道路公団の管理する首都高速道路」を、「首都高速道路公団の管理する首都高速道路又は阪神高速道路」に、「又は首都高速道路公団」を、「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改め、同条第二項中「又は首都高速道路公団の管理する首都高速道路」を、「首都高速道路公団の管理する首都高速道路又は阪神高速道路」に、「又は首都高速道路公団」を、「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改め、同条第三項中「又は首都高速道路公団の管理する首都高速道路」を、「首都高速道路公団の管理する首都高速道路又は阪神高速道路」に、「又は首都高速道路公団」を、「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二十条第一項、第四項及び第五項中「又は首都高速道路公団」を、「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改め、同条第三項中「若しくは首都高速道路公団」を、「首都高速道路公団若しくは阪神高速道路公団」に改める。

第二十一条中「並びに首都高速道路公団の管理する首都高速道路」を、「首都高速道路公団の管理する首都高速道路及び阪神高速道路並びに阪神高速道路公団の管理する阪神高速道路」に、「又は首都高速道路公団」を、「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二十三条から第二十五条まで中「又は首都高速道路公団」を、「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二十六条第一項中「首都高速道路公団」に改める。

道路公団の管理する阪神高速道路

路公団の管理する阪神高速道路に
関し阪神高速道路公団」を加え、
同項第一号並びに同条第二項及び
第三項中「又は首都高速道路公団」
を、「首都高速道路公団又は阪神
高速道路公団」に改める。

第二十六条の二の見出し中「又は
首都高速道路」を、「首都高速道
路又は阪神高速道路」に改め、同
条中「又は首都高速道路公団の管
理する首都高速道路」を、「首都高
速道路公団の管理する首都高速道
路又は阪神高速道路」に、「又は
首都高速道路公団」を、「首都高
速道路公団又は阪神高速道路公
団」に改め、同条第三項中「又は
首都高速道路公団」を、「首都高
速道路公団又は阪神高速道路公
団」に改める。

第二十七条中「又は首都高速道
路公団」を、「首都高速道路公団又
は阪神高速道路公団」に、「又は首
都高速道路公団の管理する首都高
速道路」を、「首都高速道路公団の
管理する首都高速道路又は阪神高
速道路公団の管理する阪神高速道
路」に改める。

第二十八条(見出しを含む)及び
第二十九条第一項中「又は首都
高速道路公団」を、「首都高速道路
公団又は阪神高速道路公団」に改
める。

第三十条第一項後段中「とす
る。を」とし、阪神高速道路公団
の管理する阪神高速道路を阪神高
速道路公団が管理し、又は管理し
ようとするときにおいては、同法
第二条第二項、第四十二條第一
項、第六十六條第一項、第六十八
條、第六十九條、第七十條第一
項、第三項若しくは第四項、第七

十一條第四項若しくは第五項、第
七十二條第一項若しくは第三項又
は第九十二條第四項中「道路管理
者」とあるのは「阪神高速道路公
団」と、同法第二十四條中「道路
管理者以外の者」とあるのは「道
路管理者及び阪神高速道路公団以
外の者」と、同法第七十一條第四
項中「道路監理員を命じ、第二十
四條、第三十二條第一項若しくは
第三項、第三十七條、第四十條、
第四十三條、第四十四條第三項若
しくは第四項、第四十六條若しく
は第四十七條の規定又はこれらの
規定に基く処分」とあるのは「道
路監理員を命じ、第二十四條、第
四十條、第四十三條、第四十六條
若しくは第四十七條第二項の規定
又は道路整備特別措置法第七條の
六において準用する同法第七條第
一項第六号、第九号、第十一号若
しくは第十二号の規定により阪神
高速道路公団が代わつてするこれ
らの規定に基く処分」と、同法
第七十二條第一項中「第二十四條
又は第三十二條第一項若しくは第
三項の規定による承認又は許可」
とあるのは「道路整備特別措置法
第七條の六において準用する同法
第七條第一項第六号の規定により
阪神高速道路公団が代わつてする
第二十四條本文の規定による承認
とする。」に改め、同条第二項
中「及び首都高速道路公団の管理
する首都高速道路」を、「首都高
速道路公団の管理する首都高速道
路及び阪神高速道路公団の管理す
る阪神高速道路」に改め、同条第五

項中「又は首都高速道路公団」を
「首都高速道路公団又は阪神高速
道路公団」に改める。
(登録税法の一部改正)
第十三條 登録税法(明治二十九
年法律第二十七号)の一部を次の
よりに改正する。

第十九條第一号ノ七中「又ハ首
都高速道路公団」を「首都高速道
路公団又ハ阪神高速道路公団」に
改める。
(印紙税法の一部改正)
第十四條 印紙税法(明治三十二
年法律第五十四号)の一部を次の
よりに改正する。

第五條第六号ノ五ノ五中「又ハ
首都高速道路公団」を、「首都高速
道路公団又ハ阪神高速道路公団」
に改める。
(所得税法の一部改正)
第十五條 所得税法(昭和二十二
年法律第二十七号)の一部を次の
よりに改正する。

第三條第一項第四号の六中「及
び首都高速道路公団」を、「首都高
速道路公団及び阪神高速道路公
団」に改める。
(法人税法の一部改正)
第十六條 法人税法(昭和二十二
年法律第二十八号)の一部を次の
よりに改正する。

第四條第二号中「首都高速道路
公団」の下に、「阪神高速道路公
団」を加える。
(地方税法の一部改正)
第十七條 地方税法(昭和二十五
年法律第二二十六号)の一部を次
のよりに改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「首都高速道路公団」の下に、「阪神高速道路公団」を加える。
 (地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十八条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「首都高速道路公団」の下に、「阪神高速道路公団」を加える。
 (行政管理庁設置法の一部改正)

第十九条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。
 第二号第二号中「首都高速道路公団」の下に、「阪神高速道路公団」を加える。
 (建設省設置法の一部改正)

第二十条 建設省設置法(昭和二十三年法律百十三号)の一部を次のように改正する。
 第三条中第五号の八を第五号の九とし、第五号の七の次に次の一号を加える。
 五の八 阪神高速道路公団の業務の監督その他阪神高速道路公団法(昭和三十七年法律第...号)の施行に関する事務を管理すること。
 第三条第二十六号の二中「首都高速道路公団」の下に、「阪神高速道路公団」を加える。
 第二章中第五号の五の次に次の一条を加える。
 (阪神高速道路公団監理官)
 第五号の六 第三条第五号の八に規定する事務を行なわせるた

め、建設省に阪神高速道路公団監理官一人を置く。
 2 阪神高速道路公団監理官は、建設省の職員のうちから建設大臣が任命する。
 (運輸省設置法の一部改正)
 第二十一条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。
 第四条第一項第三十八号の五の次に次の一号を加える。
 三十八の六 阪神高速道路公団の管理する阪神高速道路に関するし、料金及び料金の徴収期間を認可すること。
 第二十八号第一項第八号の七の次に次の一号を加える。
 八の八 阪神高速道路公団の管理する阪神高速道路の基本計画及び料金に関する事。
 第二十八号第三項中「第八号の七」を「第八号の八」に改める。

審査報告書
 公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案
 右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。
 昭和三十七年三月二十日
 建設委員長 大河原 一
 参議院議長松野鶴平殿
 要領書

この法律案は、最近における建設事業量の増大と保証事業会社の実情にかんがみ、前払金保証事業の対象となる公共工事に因等の発注する土地の測量及び土木建築に

関する工事の設計等を加えるとともに、保証基金制度を廃止しようとするものであつて、おおむね妥当な措置であると認める。
 二、費用
 この法律施行のため、別に費用を要しない。

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案
 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
 よつて国会法第八十三条により送付する。
 昭和三十七年三月十五日
 参議院議長 清瀬 一郎
 参議院議長松野鶴平殿

公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。
 第二条第一項中「工事(これらの工事の用に供することを目的とする機械類の製造を含む。)」を「工事(土木建築に関する工事の設計、土木建築に関する工事の調査及び土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を含む。以下本項中同じ。)」又は測量(土地の測量、地図の調製及び測量用写真の撮影であつて、政令で定めるもの以外のものをいう。以下同じ。)」に、「工事であつて、建設大臣の指定するもの(これらの工事の用に供する

ことを目的とする機械類の製造を含む。)」を「工事又は測量であつて、建設大臣の指定するもの」に改め、同条第二項中「その工事」を「その公共工事」に、「当該工事」を「当該公共工事」に改める。
 第十二条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。
 第十三条第二項中「当該工事」を「当該公共工事」に改める。
 第十三条の二第一項中「その工事」を「その公共工事」に改める。
 第十七条を次のように改める。
 第十七条 削除
 第十九条第一号中「当該工事」を「当該公共工事」に改める。
 第二十五条第一項中「建設コンサルタントを含む。以下本条中同じ。)」の下に「又は測量の請負を業とする者」を加え、「又はその役員」を「若しくはその役員」に改め、「工事の請負を業とする者」の下に「若しくは測量の請負を業とする者」を加え、同条第四項中「工事の請負を業とする者」の下に「又は測量の請負を業とする者」を加える。
 第二十七条中「当該工事」を「当該公共工事」に改める。
 第三十一条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。
 第三十二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。
 附則
 1 この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

この法律の施行の際現に積み立てられている保証基金については、なお従前の例による。
 3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書
 水資源開発公団法の一部を改正する法律案
 右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。
 昭和三十七年三月二十二日
 建設委員長 大河原 一
 参議院議長松野鶴平殿
 要領書

この法律案は、水資源開発公団の業務の円滑な実施を確保するため、水資源開発公団に対する政府の出資、同公団による水資源の開発又は利用に関する国又は都道府県の事業の承継等について必要な規定の整備を図らうとするものであつて、おおむね妥当な措置であると認める。
 二、費用
 昭和三十七年度における水資源開発公団の事業予算は約四十一億四千五百余万円であつて、そのうち政府出資金三億円、交付金等十三億三千余万円が予算に計上されている。

水資源開発公団法の一部を改正する法律案
 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

二、費用
 昭和三十七年度における水資源開発公団の事業予算は約四十一億四千五百余万円であつて、そのうち政府出資金三億円、交付金等十三億三千余万円が予算に計上されている。

昭和三十七年三月二十三日 参議院會議録第十三号 阪神高速道路公団法案外二件 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件 二四六

「同項に規定する借入金」とあるのは、「附則第十八項に規定する借入金」と、「多目的ダム建設工事に関する費用」とあるのは「直轄治水事業に関する費用」と読み替えるものとする。

20 附則第九項及び第十項の規定は、附則第十八項に規定する借入金の償還について準用する。この場合において、附則第十項中「工事別等の区分に従つて、特定多目的ダム建設工事勘定から」とあるのは、「治水勘定から」と読み替えるものとする。

〔大河原一次君登壇、拍手〕

○大河原一次君 たいだいま議題となりました阪神高速道路公団法案外二件につきまして、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、阪神高速道路公団法案について申し上げます。

本法案は、最近の阪神地区における自動車交通量の激増に対処し、大阪市及び神戸市並びにその周辺地域において、有料の自動車専用道路の建設及び管理等を一括実施するため、阪神高速道路公団を設立し、これらの地域における自動車交通の円滑化をはかろうとするものであります。

その内容として、公団の資本金は政府及び関係地方公共団体の出資とし、

政府は、公団設立の際、二億円を出資することとし、公団に、事業の議決機関として管理委員会を設置すること、その他、公団の役員、業務、財務、会計等について所要の規定を設けております。

委員会におきましては、まず、現地に実情を視察し、地元利害関係者の意見を聴取する等、慎重審議いたしましたのであります。詳細は會議録に譲ることといたします。

かくて質疑を終了、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して内村委員から、次の附帯決議案を付して賛成する旨の発言がございました。附帯決議案は次のとおりであります。

政府は、本法施行に当つては次の諸点を考慮すべきである。

- 一、本計画の早期完成を図るため、十分な財政措置を講ずること。
- 一、車両交通激増の傾向にかんがみ、高速道路の構造については、将来に対応した方法を考究すること。

一、本事業施行に当つては市民に対し周知徹底をはかり、特にその積極的協力を得るより適切な措置を講ずるとともに、不当に私権を侵さざるよう充分配慮すること。

次いで、民主社会党を代表して、田上委員から、本案及び附帯決議案に対して賛成する旨の発言があり、採決の

結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定、さらに内村委員提案の附帯決議案を採決の結果、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本改正案は、建設事業量の増大に伴い、最近における保証事業会社の自己資本の充実と、経営基盤の安定の現状にかんがみまして、保証事業会社が前払金の保証をすることのできる公共工事の範囲の拡大と、保証基金制度の廃止を行なうとするものであります。

すなわち、第一点は、前払金保証事業の対象となる公共工事の範囲に、国及び地方公共団体等の発注する土木建築に関する工事の設計、調査及び土地の測量等を加えるものであります。

第二点は、保証事業会社の保証債務の弁済能力を充実するために設けられておりました保証基金を廃止するものであります。

このほか、以上の措置に関連して所要の改正を行なっております。

当委員会における質疑の内容は會議録によつて御承知願いたいと存じます。質疑を終了、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、水資源開発公団法の一部を改正する法律案について申し上げます。本改正案の第一点は、水資源開発公団の資本金を三億円とし、政府が全額出資するものとしております。

第二点は、河川法及び特定多目的ダム法に基づく建設大臣の施行する直轄事業、あるいは土地改良法に基づく国営または都道府県営の土地改良事業のうち、特定のものについて、公団がこれを承継して工事を施行することとし、この場合、国または都道府県が有する一定の権利及び義務は、公団が承継するものとしておる等であります。

質疑のおもなる点は、現在までの公団設立準備の経過、資金計画、事業計画及び事業の承継等についてであり、詳細は會議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて三案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第十一、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長安部清美君。

審査報告書

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件

右全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年三月二十日

通信委員長 安部 清美

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、放送法第三十七条の規定に基づき昭和三十七年度における日本放送協会の収支予算、事業計画及び資金計画について承認を求めんとするものであるが、その内容は、同協会の行なうラジオ放送事業及びテレビジョン放送事業に必要なものであつて、いずれも妥当なもの認め、委員会は、全会一致をもって、承認すべきものと決定した後、別紙の附帯決議を行

なつた。なお、日本放送協会の昭和三十一年度収支予算は、収入、支出のおの五百七十五億一千四百五百万円である。

附帯決議

政府並びに日本放送協会当局は、左に掲げる事項の実施につとむべきである。

- 一、難視聴地域の解消対策を積極的に推進すること。
- 二、国際放送の充実並びに拡張をはかること。

- 三、放送番組の向上、とくに教育、教養番組の充実につとめること。
- 四、経営の合理化、能率の向上をはかり、もつて従業員の特遇改善に努力すること。

右決議する。

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めめるの件

昭和三十一年三月十六日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野 鶴平殿

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めめるの件

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、別冊日本放送協会昭和三十一年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めらる。

日本放送協会昭和三十一年度収支予算、事業計画及び資金計画

昭和三十一年度収支予算
予算総則

第一条 昭和三十一年度収支予算の収入および支出を別表収支予算書のとおり定める。

第二条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の月額額は、三三〇円(ラジオのみ)の受信についての契約にあつては五〇円とする。ただし、十二か月分を前納する者についての当該十二か月分は三、六三〇円(ラジオのみ)の受信についての契約にあつては五五〇円、六か月分を前納する者についての当該六か月分は一、八二〇円(ラジオのみ)の受信についての契約にあつては二八〇円とする。

第三条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第四条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむをえない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項目において、彼此

流用することができない。ただし、給与については、他の項と彼此流用することができない。

第五条 本予算中資本支出において、年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総則第五条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができ

第六条 予備金は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 予備金を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第七条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部または全部を事業のため直接必要とする経費の支出、借入金返還または設備の改善に充てることができる。

2 前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によつて、収入が予算額に比し増加し、または経費を予定より節減したときは、その増加額または節減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別

の給与の支給に充てることができる。

第八条 前年度の決算において収支剰余金があつた場合は、これを本年度の前期繰越収支剰余金に計上し、経営委員会の議決を経て、借入金の返還または設備の改善に充てることができる。

第九条 前年度の決算において収支欠損金を生じた場合は、本予算中事業支出を差し繰り補てんしななければならない。

第十条 本予算中、資本収入において

て予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券にかえることができる。

第十一条 国際放送ならびに選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それれ国際放送ならびに選挙放送に關係ある経費の支出に充てることができる。

第十二条 業務に關連ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究に關係ある経費の支出に充てることができる。

昭和三十一年度収支予算書

款		項		予算額(単位千円)
前期繰越収支剰余金(収)		前期繰越収支剰余金(入)		
資本	収入	資本	収入	
放送	長期借入金	放送	長期借入金	五七、五一四、〇五二
	充却固定資産代金		充却固定資産代金	一〇、二八六、八〇〇
	減価償却引当金		減価償却引当金	三、六〇〇、〇〇〇
	放送債券償還積立金戻入		放送債券償還積立金戻入	二、四〇〇、〇〇〇
				二二、〇〇〇
				四、一三八、〇〇〇
				二八六、八〇〇
				四七、二二七、二五二
				四六、八二四、九九〇
				一一〇、三七七
				二九一、八八五
				五七、五一四、〇五二
				一五、七一六、四三六
				一三、〇〇〇、〇〇〇
				一、六〇四、七四〇
				一、一一一、六九六
				四一、三九七、六一六
				一〇、二八一、五一五
				一四、九八六、九四九
				四五六、三七九

昭和三十一年三月二十三日 参議院會議録第十三号 放送法第三十七條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めめるの件

予備金	業務費	三、八〇〇、五九九
後期繰越収支剰余金	調査費	四、四一二、九四二
	研究費	九五六、一〇七
	却費	四、一三八、〇〇〇
	経費	二、三六五、一二五
	費	四〇〇、〇〇〇

昭和三十一年度事業計画

一 計画概説
昭和三十一年度における日本放送協会の事業の運営については、新たに六か年計画を策定し、ラジオおよびテレビジョン放送の全国普及の達成と国民の要望するすぐれた放送の実施に一層努力し、国民生活の充実に資する。

(一) 放送受信契約については、受信契約者の負担の軽減と協会の財政基礎の安定を図り、最近における受信契約者の視聴態様の变化と放送事業の発展とに即応した新しい放送受信契約体系を確立するため、協会の行なうすべての放送の受信についての契約(以下「放送受信契約甲」といふ。)とラジオのみを受信についての契約(以下「放送受信契約乙」といふ。)との二種に改める。

(二) 放送網の建設については、ラジオにおいては、難聴地域の救済と外国電波による混信防止のため、中波放送網の拡充整備を行なうほか、新しい放送分野の開発を図るため、主要地域に対しFM実験局の建設を進める。また、テレビジョンにおいて

は、総合、教育両放送網のすみやかな全国普及を図るため、積極的に置局を推進する。

(三) ラジオ、テレビジョンとも放送番組の充実、刷新を図ることとし、特に、テレビジョンについては、放送時間を延長して教育、教養番組の充実を期するとともに、娯楽番組等についてもその向上につとめる。また、公正かつ迅速な報道を行なうため、取材網の整備強化を図る。

(四) 放送の利用促進については、教育、教養番組の充実に対応して、わが国教育の振興に資するため、特に教育面における番組の利用を促進することとし、放送を利用する通信高等学校の設立を図るほか、へき地の小・中学校等に対しテレビジョン受信機の贈呈等を行なう。

(五) 受信契約者の普及については、建設計画の推進、放送受信契約体系の合理化とあいまつて、一層受信契約者の維持増加につとめることとするが、特にテレビジョン共同受信施設対策を積極的に進める。

(六) 国際放送については、諸外国との経済、文化の交流と親善に

資するため、放送時間の延長、送信電力の増力、周波数の増加等を行なう。

(七) 調査研究については、最近における科学技術の著しい発展に対応して、放送技術および放送番組の両分野にわたり研究活動を強化するとともに、その成果を広く一般に公開して、わが国の放送文化水準の向上に資する。

(八) 経営管理については、業務の進展に対処し、経営全般にわたる合理化を図るため、事務の機械化を進めるとともに、職員に対する教育訓練の強化、給与の改善等を行なう。

二 建設計画

(一) 建設計画については、ラジオ放送網およびテレビジョン放送網の建設に五五億三、六四〇万円、演奏所および放送設備の充実、改善に五四億九、二六〇万円、研究施設、一般施設等の整備に一九億七、一〇〇万円、総額一三〇億円をもつて施行する。

(二) ラジオ放送網計画
前年度に引き続き難聴地域の救済と外国電波の混信防止のため、東京超大型電力放送局の建設を進めるほか、中継放送局の新設二局、第二放送の増設二局、放送局の増力一局等を実施する。さらに、放送の新しい分野としてのFM放送の開発を図るため、名古屋ほか六局のFM実験局の建設を行なう。

これらに要する経費は、八億二、五三〇万円である。

(九) テレビジョン放送網計画

総合、教育両放送網のすみやかな全国普及を図るため、総合テレビジョン局については、第一次チャンネルプランによる置局の完了に引き続き、第二次チャンネルプランの地区等に対する置局を進めるとともに、敵原ほか三四局の建設を行なう。また、教育テレビジョン局については、第一次チャンネルプランによる置局にあわせて第二次チャンネルプランによる置局を推進し、福井ほか六九局の建設を実施する。

このほか、札幌総合テレビジョン局の増力、放送所の自動化等についても建設を進める。これらに要する経費は、四七億一、一〇〇万円である。

(十) 演奏所整備計画
テレビジョン放送網の進展および放送時間の延長に対応してテレビジョン番組制作施設の整備を図るとともに、老朽諸設備の改善を行なうこととし、東京におけるテレビセンターの建設および地方局における演奏所の整備を進める。

これらに要する経費は、三五億八、三七〇万円である。

(十一) 放送設備整備計画
ラジオ放送設備については、良質放送達成のため、録音中継設備、取材連絡用無線設備等の充実、改善を進め、テレビジョン放送設備については、放送時間の延長、番組内容の向上およびローカル放送の充実に対処するため、録音設備、スタジオ設

備、局外中継設備、撮影設備等の整備を行なう。これらに要する経費は、一九億八九〇万円である。

(十二) 研究設備、一般施設その他の整備計画
放送技術、放送番組の調査研究の重要性にかんがみ、研究設備および調査機器の整備を図るとともに、一般施設については、事務の機械化のための設備等諸施設の整備を進める。これらに要する経費は、一九億七、一〇〇万円である。

三 事業運営計画
(一) 要員および給与
業務全般にわたり合理化を推進して人員の増加を極力抑制することとし、要員としては、前年度一三、一三五人に対し、設備の増加、業務の拡充等により四四五人の増員を予定し、総員一三、五八〇人である。これに対する給与は、総額一〇二億八、一五〇万五千円である。

(二) 国内放送
ア 放送番組については、ラジオにおいて第一放送、第二放送とも前年度の規模により番組の充実、刷新を図るとともに、FMの番組時間を八時間増加して高い内容をもつ教養・学術・芸術番組を中心に編成する。テレビジョンにおいては、総合放送二時間、教育放送一時間三〇分、カラーテレビジョン放送三〇分の時間増を行なうとともに、ローカル番組についても充実を図

る。

り、番組内容の向上につとめる。このほか、報道取材網の整備、オリンピック放送対策の推進、通信高等学校番組の利用促進等の諸計画をあわせ、番組関係に要する経費の総額は九四億三、八〇三万七千円である。すなわち、ラジオ番組の制作に三億六、〇七六万二千円、テレビジョン番組の制作に四九億八、一八二万八千円、番組の編成企画その他に二億九、五四四万七千円である。

イ 放送施設の保守運用については、設備の自動化等により極力経費の節減を図ることとし、総額二億六、一七六万円をもつて実施する。

ウ 通信施設関係については、放送時間の延長および置局の進展にともない専用回線および専用時間の増加等を行ない、総額二億九、七一二万二千円である。

以上により、国内放送費総額は前年度一一九億六八六万六千円に対し三〇億八、〇〇八万三千円の増額となり、総額一四九億八、六九四万九千円である。

(二) 国際放送

国際放送については、放送時間を二時間延長して総規模一八方向、三四時間の放送を実施するとともに、主要方向に対する送信電力の増力、送信周波数の増加等を行なう。

このため、前年度三億九、六九三万一千円に対し五、九四四

万八千円の増額となり、総額四億五、六三万七千九百円である。

(四) 業務関係

業務関係については、事業の周知、受信状況の改善に一層努力するとともに、低普及地の開発、テレビジョン共同受信施設の助成等により、極力受信契約者の維持増加につとめ、あわせて受信料の確実な収納を図る。

このため、前年度三〇億七、〇〇一万八千円に対し七億三、〇五八万一千円の増額となり、総額三八億五、九万九千円である。すなわち、普及および受信改善関係に一一億七、八八〇万四千円、契約収納関係に二六億二、一七九万五千円である。

(四) 管理関係

管理関係については、業務の合理化により、極力経費の節減につとめるとともに、事務の機械化、職員に対する教育訓練の強化等により、企業効率の向上を図る。

このため、前年度三八億七、七万一千円に対し六億五、三七万一千円の増額となり、総額四四億一、二九四万二千円である。

四 受信契約者数

(一) 放送受信契約者

ア 有料契約者見込数

区分	昭和三十七年度	昭和三十六年度	増減
年度初頭契約者数	九四〇,〇〇〇	八八四,〇〇〇	△五六,〇〇〇
年度内新規契約者数	三,〇〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇	△一,〇〇〇,〇〇〇
年度内廃止契約者数	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	〇
年度内増加契約者数	二,九〇〇,〇〇〇	二,九〇〇,〇〇〇	〇

すなわち、一般管理に八億八、一五六万四千円、倉庫の維持運用に七億七、九〇九万四千円、職員の厚生保健に二億八、六五八万三千円、退職手当その他に二億六、五七〇万一千円である。

(二) 調査研究関係

調査研究関係については、番組面において全国聴視率調査、企画意向調査、新設番組の研究を進め、技術面において、テレビジョン国際中継の研究、UHF放送の研究、放送装置自動化の研究、カラーテレビジョン改善の研究を重点として研究を進める。

(四) 財務関係

このため、前年度八億五、四四七万七千円に対し一億一、六三三万円の増額となり、総額九億五、六一〇万七千円である。

以上のほか事業運営のために必要な経費として、減価償却費四一億三、八〇〇万円、未収受信料欠損償却、支払利息等の関連経費三億六、五二二万五千円および予備金四億四千万円を計上する。

イ 受信料免除者見込数

区分	昭和三十七年度	昭和三十六年度	増減
年度初頭免除者数	三〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	△三,〇〇〇
年度内新規免除者数	八三,〇〇〇	七〇,〇〇〇	△一三,〇〇〇
年度内廃止免除者数	三〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	△七〇,〇〇〇
年度内増加免除者数	八三,〇〇〇	七〇,〇〇〇	△一三,〇〇〇

(一) 放送受信契約者

ア 有料契約者見込数

区分	昭和三十七年度	昭和三十六年度	増減
年度初頭契約者数	五八四,〇〇〇	二二八,〇〇〇	△三五六,〇〇〇
年度内新規契約者数	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	〇
年度内廃止契約者数	二六四,〇〇〇	四〇六,〇〇〇	△一四二,〇〇〇
年度内増加契約者数	△一四四,〇〇〇	△二八八,〇〇〇	△一四四,〇〇〇

イ 受信料免除者見込数

区分	昭和三十七年度	昭和三十六年度	増減
年度初頭免除者数	一,〇〇〇,〇〇〇	六八五,〇〇〇	△三一五,〇〇〇
年度内新規免除者数	四,〇〇〇,〇〇〇	六八〇,〇〇〇	△三,三二〇,〇〇〇
年度内廃止免除者数	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	〇
年度内増加免除者数	四,〇〇〇,〇〇〇	六八五,〇〇〇	△三,三一五,〇〇〇

昭和三十七年度資金計画
昭和三十七年度収支予算および事業計画に基づく本年度における資金計画は、次のとおりである。

一 本年度の入金額
受信料収入については、放送受信契約者甲において年度初頭契約者数九七四万、年度内新規契約者数三四五万、同廃止契約者数一一五万、これによる受信料収入予算四三六億七、三四八万から収納不能による欠損見越額六億五、八二五万一千円を控除した受信料収入額四三〇億一、五二二万九千円、放送受信契約乙において年度初頭受信契約者数五八四万、年度内新

規契約者数一一〇万、同廃止契約者数二六四万、これによる受信料収入予算三一億五、一五二万から収納不能による欠損見越額四、七四〇万八千円を控除した受信料収入額二億四、四一〇万二千円、計四六一億一、九三三万一千円を予定する。

このほか、国際放送関係政府交付金一億八、五二九万九千円、選挙放送関係交付金一、八四八万八千円、受入利息、巡回相談収入等の雑収入二億九、一八八万五千円、長期借入金二億四千万円、放送債券三十六億円による入金三、五五六、四〇〇万円、固定資産売却代金

昭和三十七年三月二十三日 参議院會議録第十三号 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めらるるの件

二、二〇〇万円、放送債券返済法定積立金からのれい入額二億八、六八〇万円、前受金等二億八、三〇〇万円、計六七億九、八〇六万二千円を見込む。

以上、入金額合計は、五二九億一、七三九万三千円である。

二 本年度の出金額
事業経費三六億九、四四九万一千円、放送設備建設改修費一

三〇億円、放送債券返済金三億二、〇八〇万円、長期借入金返済金七億九、〇八九万六千円、放送債券返済法定積立金一六億四、七四万円、予備金四億四、〇六六万九千円である。

三 資金の需要および調達を四半期にみれば、別表のとおりである。

別表 (単位千円)

区分	第一・四半期		第二・四半期		第三・四半期		第四・四半期		合計
	一	二	三	四	五	六	七	八	
一 前期繰越金	三,〇〇〇,〇〇〇	五,四八〇,〇〇〇	六,五三〇,〇〇〇	四,八四〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	二六,八〇〇,〇〇〇
二 収入	二,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	二六,八〇〇,〇〇〇						
受 信 料	一,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇							
契 約 甲	九,〇〇〇,〇〇〇	七二,〇〇〇,〇〇〇							
契 約 乙	一,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇							
放 送 債 券	一,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇							
長 期 借 入 金	一,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇							
交 付 金 収 入	一,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇							
雑 収 入	一,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇							
固 定 資 産 売 却 代 金	一,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇							
放 送 債 券 返 済 金 戻 入	一,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇							
前 受 金 等	一,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇							
支 出	一,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇							
事 業 経 費	一,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇							
放 送 設 備 建 設 改 修 費	一,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇							
放 送 債 券 返 済 金 返 入	一,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇							
長 期 借 入 金 返 入	一,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇							
法 定 積 立 金	一,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇							
予 備 金	一,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇							
放 送 債 券 利 息 等	一,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇							
後 期 繰 越 金	一,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇							

日本放送協会昭和三十七年度収支予算、事業計画及び資金計画に対する意見書

昭和三十七年二月 郵政大臣

意見書

日本放送協会の昭和三十七年度収支予算、事業計画および資金計画は、おおむね適当と認める。

なお、これらの計画を実施するに当たっては、能率の向上、冗費の節減につとめるとともに、次の事項に留意すべきものと考える。

- 一 受信に関する新規契約方式およびその受信料額について、受信者がその趣旨をじゅうぶん了解しうるよう措置すること。
- 二 テレビジョン放送の放送網の拡充について、特にその積極的推進を図り、また、教育テレビジョン放送について、その教育的効用が最大限に発揮されるよう努力すること。
- 三 受信料収入について、もしその予定額を上回ることもなつた場合には、極力長期負債の返還に充当すること等により、事業運営に対する財政的基礎の確立に資するようつとめること。

〔安部清美君登壇、拍手〕

○安部清美君 ただいま議題となりました放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めらるるの件について、通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の昭和三十七年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めんとするものでありまして、その内容を申し上げますと、まず、収支予算につきましては、収入支出ともに総額五百七十五億一千四百余万円でありまして、これを前年度に比べますと、それぞれ百十八億二千八百余万円の増加となっております。

受信料収入については、三十七年度よりラジオとテレビジョンとを包括したものは月額三百三十円、ラジオのみについては、月額五十円として算出しております。

次に、事業計画につきましては、その重点をテレビジョン放送の放送網及び放送番組の拡充、放送施設の整備等を推進することに置いております。

資金計画につきましては、右収支予算及び事業計画に基づいて、年度中における資金の出入りに関する計画をいたしてあります。

これら収支予算等に対し、郵政大臣は、おおむね適当と認める旨の意見を付しております。

通信委員会におきましては、郵政省及び日本放送協会につき、詳細かつ熱心に質疑を行ない、慎重審議をいたしたのであります。その詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもって原案どおり承認すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し日本社会党の野上委員より、日本社会党、自由民主党、及び参議院同志会の共同提案に出かかる附帯決議を付すべしとの動議が提出され、採決の結果、全会一致をもってこれを付することに決定いたしました。

附帯決議

政府並びに日本放送協会当局は、左に掲げる事項の実施につとむべきである。

- 一、難視聴地域の解消対策を積極的に推進すること。
- 二、国際放送の充実並びに拡張をはかること。
- 三、放送番組の向上、とくに教育、教養番組の充実につとめること。
- 四、経営の合理化、能率の向上をはかり、もつて従業員の待遇改善に努力すること。

右決議する。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本件を問題に供します。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって本件は承認することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 日程第十二、住居表示に関する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長小林武治君。

審査報告書

住居表示に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年三月二十日

地方行政 委員長 小林 武治

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、従来の町名地番による住居表示が混乱している現状にかんがみ、合理的な住居表示の制度を確立するため、(一)市街地にある住所等の表示は、従来の町名地番を用いる方法を改め、市町村内の町名、街区符号及び住居番号を用いる街区方式又は道路名及び住居番号を用いる道路方式のいずれかによるものとし、(二)住居表示の実施手続を定め、(三)新住居表示制度の遵守について国民並びに国

及び地方公共団体の機関等の義務を明らかにし、(四)表示板の設置及び住居番号の表示義務を定めるとともに、手数料等に関する特例を定め、(五)この法律施行に関する自治大臣の諮問機関として住居表示審議会を置くこと等を定めようとするものであつて、妥当なものと認められる。

二、費用

本法施行のため要する経費としては、法務省所管分約三百二十九万円、自治省所管分約千八百四十八万円、計約二千七百七十七万円が昭和三十七年度一般会計予算に計上されている。

附帯決議

住居表示制度の確立とその急速な実施は、さきに本委員会において決議し、政府に根本対策を講ずべきことをうながしたところである。政府は、本法に基いて短期的重要性ある本事業を実施するについては、特に左の諸点に留意し、関係各省の積極的協力の下に、遺憾なきを期すべきである。

一、住居表示は、すべての国民の実生活に直接的に関係すること多大であるから、周知徹底についてはあらゆる方策を採り、住民の理解

と協力を得るに遺憾なきを期すること。

一、大都市その他町名地番の混乱が著しい地域から重点的に実施し、出来得るかぎり短期間に完了し得るよう計画的に行なうこと。

一、市町村の必要とする経費については充分に財源措置をするほか、国および関係機関は財政援助につき十全の配慮をすること。

住居表示に関する法律案

右国会に提出する。

昭和三十七年三月二日

内閣総理大臣 池田 勇人

住居表示に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、合理的な住居表示の制度及びその実施について必要な措置を定め、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(住居表示の原則)

第二条 市街地にある住所若しくは居所又は事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所(以下「住居」といふ。)を表示する(以下「住居」といふ。)を含む。以下同じ。区(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七

号)第二百五十二条の二十の区をいふ。)及び町村の名称を冠するほか、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

一 街区方式 市町村内の町又は字の名称並びに当該町又は字の区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によつて区画した場合におけるその区画された地域(以下「街区」といふ。)につけられる符号(以下「街区符号」といふ。)及び当該街区内にある建物その他の工作物につけられる住居表示のための番号(以下「住居番号」といふ。)を用いて表示する方法をいふ。

二 道路方式 市町村内の道路の名称及び当該道路に接し、又は当該道路に通ずる通路を有する建物その他の工作物につけられる住居番号を用いて表示する方法をいふ。

(住居表示の実施手続) 第三条 市町村は、前条に規定する方法による住居表示の実施のため、議会の議決を経て、市街地につき、区域を定め、当該区域における住居表示の方法を定めなければならない。

2 市町村は、前項の規定により区域及びその区域における住居表示の方法を定めたときは、当該区域

について、街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号をつけなければならない。

3 市町村は、前項の規定により街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号をつけたときは、住居表示を実施すべき区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法、街区符号又は道路の名称及び住居番号を告示するとともに、これらの事項を関係人及び関係行政機関の長に通知し、かつ、都道府県知事に報告しなければならない。

4 市町村は、第一項及び第二項に規定する措置を行なうに当たつては、住民にその趣旨の周知徹底を図り、その理解と協力を得て行なうように努めなければならない。

(条例への委任)

第四条 前条第三項の告示に係る区域について当該告示に掲げる日以後街区符号、道路の名称又は住居番号をつけ、変更し、又は廃止する場合における手続その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

第五条 街区方式によつて住居を表示しようとする場合にあつては、街区方式による住居表示に係る区域内の町又は字の区域は、街区方式に適した合理的なものに区画し、当該区域内の町又は字の名称

は、できるだけ読みやすく、かつ、簡明なものにしなければならぬ。

(住居表示義務)

第六条 何人も、住居の表示については、第三条第三項の告示に掲げる日以後は、当該告示に係る区域について、同条第二項の規定によりつけられた街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号を用いるように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体の機関は、

住民票、選挙人名簿、法人登記簿その他の公簿に住居を表示するときは、第三条第三項の告示に掲げる日以後は、当該告示に係る区域について、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、同条第二項の規定によりつけられた街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号を用いなければならない。

(手数料その他の徴収金に関する特例)

第七条 第三条第一項及び第二項の規定による住居表示の実施に伴う公簿又は公証書類の記載事項で住居の表示に係るものの変更の申請については、法令の規定により当該申請をする者の負担とされてい

る手数料その他の徴収金は、当該法令の規定にかかわらず、徴収しない。

(表示板の設置等)

第八条 市町村は、第三条第三項の告示に係る区域の見やすい場所に、当該区域内の町若しくは字の名称及び街区符号又は道路の名称を記載した表示板を設けなければならない。

2 前項の区域にある建物その他の

工作物の所有者、管理者又は占有者は、市町村の条例で定めるところにより、見やすい場所に、住居番号を表示しなければならない。

第九条 市町村は、第三条第三項の告示に係る区域について、当該区域の住居表示台帳を備えなければならない。

2 市町村は、関係人から請求があつたときは、前項の住居表示台帳又はその写しを閲覧させなければならない。

(自治大臣又は都道府県知事の勸告等)

第十条 自治大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施のため必要があると認めるときは、市町村に対し、第三条第一項及び第二項に規定する措置をとるべきことを勧告することができる。

2 自治大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施のため必要

があるとき、市町村に対し、第三条、第五条、第八条及び前条の規定により市町村が処理する事務について、報告を求め、又は技術的な援助若しくは助言をすることができ。

(国及び都道府県の機関等の協力)

第十一条 国及び都道府県の機関並びに公共団体は、住居表示の実施が円滑に行なわれるよう市町村に協力しなければならない。

(委任規定)

第十二条 この法律の規定による住居表示の実施について必要な技術的基準は、自治大臣が定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(住居表示の実施に関する経過規定)

2 市町村は、この法律の施行の際現に市街地である区域について、住居表示の実施に関する計画を作成し、おそくとも昭和四十二年三月三十一日までに、その実施を完了するように努めなければならない。

この場合において、市町村は、従前のならわしによる住居表示が住民の日常生活に著しい不便を与えている地域から順次実施するものとする。

(公簿の整理)

3 第三条第一項及び第二項の規定による住居表示の実施に伴う第六条第二項の公簿の記載事項の変更についての必要な手続は、主務省令で定める。

(登録税法の一部改正)

4 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条各号列記以外の部分中「第二号ノ十」の下に、「第四号ノ二」を加え、同条第四号の次に次の一号を加える。

四ノ二 住居表示に関する法律

第三條第一項及び第二項ノ規定ニ依ル住居表示ノ実施ニ伴

フ登記事項又ハ登録事項ノ變更ノ登記又ハ登録

(自治省設置法の一部改正)

5 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十四号の次に次の一号を加える。

十四の七 住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第

号)の施行に関する事務を行

なうこと。

第十条第五号の次に次の一

号を加える。

五の四 住居表示に関する法律の施行に関すること。

第二十三条の四の次に次の一条を加える。

(住居表示審議会)

第二十三条の五 自治省に、自治大臣の諮問に応じ、住居表示に関する法律の施行に関する重要事項を調査審議するため、住居表示審議会を置く。

2 住居表示審議会の所掌事務、

組織、委員の任命その他の事項については、政令で定める。附則第五項の次に次の一項を加える。

6 第二十三条の五に規定する住居表示審議会は、昭和三十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

〔小林武治君登壇、拍手〕

○小林武治君 ただいま議題となりました住居表示に関する法律案について、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本法案は、従来の地番にかえて合理的な住居表示の制度を確立して、公共的福祉の増進に資することを目的に掲げ、その内容は、(一)従来地番を住居の表示に用いていることが現在混乱の原因ともなっていることにかんがみ、今回これを改めて、市街地における住居表示は、住居番号によることとし、この場合、市町村内の町名、街区符号及び住居番号を用いる表示方法、いわゆ

る街区方式、または道路名及び住居番号を用いる表示方法、いわゆる道路方式のいずれかによることとしたほか、(二)この住居表示を実施するために必要な手続を定め、(三)新住居表示制度の順守について、国民、国、地方公共団体の機関等の義務を明らかにし、(四)自治省に、諮問機関として、住居表示に関する重要事項を調査審議するため住居表示審議会を置くこと等を骨子とするものであります。

委員会におきましては、本法案が、国民、住民の実生活に広く深く関係する重要な内容を有する点にかんがみ、言論報道機関、実務関係者等から四名の参考人を招いて意見を聞き、また政府側との間に質疑応答を重ねる等、慎重審査を行いました。その詳細については会議録によつてごらん願います。

三月二十日質疑を終局し、討論に入りましたところ、基委員は民主社会党を代表して本法案に賛成の旨を述べられ、なお、各派共同提案にかかる次の附帯決議案を提出されました。すなわち、

附帯決議(案)

住居表示制度の確立とその急速な実施は、さきに本委員会において決議し、政府に根本対策を講ずべきことをうながしたところである。

政府は、本法に基いて画期的重要性ある本事業を実施するに

は、特に左の諸点に留意し、関係各省の積極的協力の下に、遺憾なきを期すべきである。

一、住居表示は、すべての国民の実生活に直接的に関係すること多大であるから、周知徹底についてはあらゆる方策を採り、住民の理解と協力を得るに遺憾なきを期すること。

一、大都市その他町名地番の混乱が著しい地域から重点的に実施し、出来得るかぎり短期間に完了し得るより計画的に行なうこと。

一、市町村の必要とする経費については十分に財源措置をするほか、国および関係機関は財政援助につき十全の配慮をすること。

一、本事業の処理については、専門的、技術的知識を要し、また、関連して町および字の区域あるいは名称の合理化、平明化をはかるべきものであるから、臨時に所管の組織を設け、あるいは専門職員の養成配置をする等の方策を講ずること。

右決議する。

というものであります。

かくて討論を終わり、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、基委員提出の附帯決議案は、これまた全会一致をもってこれを委員

会の決議とすることに決定した次第であります。

なお、右の附帯決議に対し、安井自治大臣は、決議の趣旨の具現化に努める旨を述べられました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第十三、南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律の一部を改正する法律案、

日程第十四、日本観光協会法の一部を改正する法律案、

(いずれも、内閣提出、衆議院送付)

以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長村松久君。

審査報告書

南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律の一部を改正する法律案

南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律の一部を改正する法律案

南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律の一部を改正する法律案

南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年三月二十日

運輸委員長 村松 久 議

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、石垣島における高層気象観測業務を行なうための必要な物品を当該気象機関に譲与することができるよう措置するもので、台風の予報、その他気象予報上資するところがあり、本委員会

は妥当な措置と認めたと。二、費用

本法施行のための必要な費用として、昭和三十七年度一般会計予算に五百五十四万二千円が計上してある。

南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年二月二十七日

参議院議長 清瀬 一郎

参議院議長松野鶴平殿

南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律の一部を改正する法律案

南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律の一部を改正する法律案

南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律の一部を改正する法律案

南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律の一部を改正する法律案

南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律の一部を改正する法律案

南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律の一部を改正する法律案

南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律(昭和三十五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「南大東島」の下に「及び石垣島」を加える。

附則

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

審査報告書

日本観光協会法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年三月二十二日

運輸委員長 村松 久 議

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、観光事業の振興を図るため、日本観光協会に対し政府が出資を行ない、あわせて協会の運営を適正化するためその組織、財務に関する制度を整備し、かつ、業務の範囲を拡大する等日

昭和三十七年三月二十三日 参議院會議録第十三号 南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律の一部を改正する法律案外一件

本観光協会の充実、強化を図ろうとするもので、委員会は妥当な措置と認める。

二、費用

本法律施行のため、一億円が予算に計上されている。

日本観光協会法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年三月一日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

日本観光協会法の一部を改正する法律案

日本観光協会法の一部を改正する法律

日本観光協会法(昭和三十四年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「役員(第十一条、第十九条)」を「役員等(第十一条、第十九条の二)」に、「運営委員会」を「運営審議会」に改める。

第三条第二項中「協会は」の下に「運輸大臣の認可を受けて」を加える。

第四条を次のように改める。

(資本金)

第四条 協会の資本金は、一億円とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、協会に追加して出資することができる。

3 協会は、前項の規定による政府からの出資があつたときは、その出資額により資本金を増額するものとする。

第八條第六号を次のように改める。

六 その他運輸省令で定める者

第九條第一項中「正当な理由がないのに」を「次の各号の一に該当する場合を除き」に改め、同項に次の各号を加える。

一 加入しようとする者が協会の脱退し、その脱退の日から二年を経過しない者であるとき。

二 その他正当な事由があるとき。

第九條中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第二号に規定する場合においては、その事由について運営審議会の議を経なければならぬ。

第九條に次の三項を加える。

4 会員が会員たる資格を喪失したとき、又は除名されたときは、協会を脱退する。

5 協会は、会員が次の各号の一に該当するときは、その会員を除名することができる。この場合において、協会は、あらかじめ、当該

会員に対してその旨を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

一 会費の払込みその他協会に対する義務を怠つたとき。

二 その他正当な事由があるとき。

6 第二項の規定は、前項第二号に規定する場合について準用する。

第十條の見出しを「(会費)」に改め、同条に次の三項を加える。

2 会費の額は、会員ごとに、一事業年度につき、十万円以上とする。

3 会費の額については、運営審議会の議を経なければならない。

4 会員は、自己の負担する会費の使途を指定してはならない。

「第三章 役員」を「第三章 役員等」に改める。

第三章中第十九條の次に次の一条を加える。

(職員の任命)

第十九條の二 協会の職員は、会長が任命する。

第四章(章名を含む)中「運営委員会」を「運営審議会」に改める。

第二十二條第二項中「三十人以上」を「二十人以上三十人以上」に改め、同条第三項中「定款で定めるところにより、会員」を「運輸大臣の認可を受けて、会長」に、「選挙」を「任命」に改める。

第二十條第四項を次のように改める。

4 会員は、運輸省令で定めるところにより、会長に対して、運営委員の候補者を推薦することができる。

第二十條に次の一項を加える。

5 運営委員の任期は、二年とする。

第二十一條第一項を削り、同条第二項中「前項に規定するものほか」を削り、同項を同条とする。

第二十四條中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 外国人観光旅客に対する観光案内所の運営を行なうこと。

第二十四條に次の一号を加える。

七 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務

第二十四條に次の一項を加える。

2 協会は、前項第七号に掲げる業務を行なおうとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

第二十八條中「七月三十一日」を「五月三十一日」に改める。

第二十九條第一項中「二月以内」を「二月以内」に改め、同条第三項中「運営委員会」を「運営審議会」に改める。

第三十二條を次のように改める。

(余裕金の運用)

第三十二條 協会は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 銀行への預金又は郵便貯金
二 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託
第三十二條の次に次の二條を加える。

(財産の処分等の制限)

第三十二條の二 協会は、運輸省令で定める重要な財産を貸し付け、譲り渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、運輸省令で定める場合を除き、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十二條の三 協会は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、運輸大臣の承認を受けなければならない。

第三十六條の次に次の一条を加える。

(大蔵大臣との協議)

第三十六條の二 運輸大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第二十四條第二項、第二十七條、第三十一條第一項若しくは第二項ただし書又は第三十二條の二の認可をしようとするとき。

二 第二十九條第一項又は第三十二條の三の承認をしようとするとき。

三 第三十二条の二又は第三十三条の運輸省令を定めようとするとき。

第四十一条第三号中「第二十四条」を「第二十四条第一項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。
(経過規定)

2 この法律の施行の際現に運営委員である者は、改正後の第二十条第三項の規定により会長が任命したものとみなす。

(印紙税法の一部改正)

3 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第六号ノ二ノ次に次の一号を加える。

六ノ二ノ四 日本観光協会ノ発スル証書、帳簿

〔村松久君登壇、拍手〕

○村松久君 たいだいま議題となりました南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲手に関する法律の一部を改正する法律案および日本観光協会法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲手に関する法律の

一部を改正する法律案について申し上げます。

現行法は、琉球政府の行なう南大東島における高層気象観測に必要な物品を譲与することができるよう、財政法第九条の規定の特別立法として措置されたものでありますが、今回の改正案は、同様の趣旨により新たに石垣島を追加しようとするものであります。

政府の説明によれば、石垣島は、沖縄本島より西南方、海上約四百キロの地点にあり、石垣島で高層気象の観測をすれば、日本の気象変化の主たる原因である東シナ海南部に発生する低気圧の発生、消滅、進行の予想や、台風の予想に大きな役割を果たすこととであります。

本法律案についての審議の詳細は会議録により御承知願いたいと思っております。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、別に御発言もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日本観光協会法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、日本観光協会を充実強化し、今後さらに国際観光事業を振興し、あわせて貿易外収支の改善に寄与することを目的としたものであります。その改正の要点は、日本観光協会の資本金を一億円とし、政府がその全額を出資することとしたこと、日本観光協会の運営の適正化をはかるため、総合観光案内所の設置等、業務の範囲を拡大するとともに、協会の組織、財務等を整備することとしたことであります。

委員会における審議の詳細については、会議録により御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、別に御発言もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもちまして原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって両案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第十五、北海道地下資源開発株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長武藤常介君。

審査報告書

北海道地下資源開発株式会社法の一部を改正する法律案

右全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年三月二十日

商工委員長 武藤 常介

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、北海道地下資源開発株式会社探鉱機能の効率的運用を図るため、同社の事業範囲を拡大し、北海道外における受託探鉱事業、道内外における地質調査事業等を新たにない得ることとしようとするものであつて、妥当な措置と認められた。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

二、費用

別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に際し、現在わが国地下資源産業が鉱産物の貿易自由化を目前に控え、激しい試練に直面している実情にかんがみ、国内鉱物資源の必要性と重要性を深く認識し、その積極的開発と安定的供給を図るため、すみやかに次の諸施策を講ずべきである。

一、北海道地下資源開発株式会社の内方方を根本的に再検討し、経営の能率化、健全化を図るとともに、

に、その積極的な活用について適切な措置を講ずること。

二、会社が北海道内外において探鉱並びに地質調査事業を行なうに際し、一般業者との競合を避け、それぞれの分野において能率的に活動するよう措置すること。

三、探鉱に対して国の総合的助成策を樹立し、特に、探鉱補助金の固期的増額を図ること。

四、国による地下資源埋蔵地域の基礎調査を積極的に推進すること。

北海道地下資源開発株式会社法の一部を改正する法律案

右

昭和三十七年二月二十八日

内閣総理大臣 池田 勇人

北海道地下資源開発株式会社法の一部を改正する法律案

北海道地下資源開発株式会社法の一部を改正する法律案

北海道地下資源開発株式会社法(昭和三十三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項を次のように改める。

2 会社は、前項の事業の円滑な遂行に支障のない範囲内において、主務大臣の認可を受けて、その保有する探鉱用機械を用いて行なう事業(探鉱及び委託に基づく石油

昭和三十七年三月二十三日 参議院会議録第十三号 訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案外一件

の探鉱並びに北海道における委託に基づく探鉱(石油の探鉱を除く)を除き、その保有する探鉱用機械の貸付けを含む)を営むことができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔武藤常介君登壇、拍手〕

○武藤常介君 たいだいま議題となりました、北海道地下資源開発株式会社法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案の要旨は、北海道地下資源開発株式会社の事業量が、当初の見込みに反して伸び悩み、会社の収支が年々赤字を累積しているため、この改正により、会社の事業範囲を拡大し、主務大臣の認可のもとに、北海道以外の地域における受託探鉱事業、北海道内外における地質調査事業等を行ない得るようになしよとするものであります。

商工委員会においては、きわめて慎重に審査いたしました、その詳細は会議録によつて御承知願います。

次いで採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお討論中において附帯決議案が提案され、その要旨は、一、当会社のあり方を根本的に再検討すること、二、

当会社の事業範囲の拡大が民間業者を圧迫しないように措置すること。探鉱について国が総合的助成策を樹立すること等の諸施策を政府に要請するといふものであります。この附帯決議案もまた全会一致をもつてこれを当委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第十六、訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案、

日程第十七、民法の一部を改正する法律案、

(いずれも内閣提出、衆議院送付) 以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。法務委員長松野孝一君。

審査報告書

訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年三月二十日

法務委員長 松野 孝一

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、民事、刑事の裁判における当事者、証人及び鑑定人等の機能の重要性にかんがみ日当及び宿泊料を増額し、訴訟関係者の負担の適正化をはかること並びに一般公務員に準じて執行吏の受ける恩給の年額を増額しよとするものであつて、適当な措置と認めらる。

二、費用

本法施行に要する費用は、証人等の日当及び宿泊料の増額に伴う費用として千二百六十一万七千円が見込まれ、執行吏の受ける恩給の増額に伴う費用は三万五千九百六十四円であつて合計千二百六十五万二千九百六十四円は、昭和三十七年度予算に計上されている。

訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年三月九日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長松野鶴平殿

訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案

を改正する法律

(訴訟費用等臨時措置法の一部改正)

第一条 訴訟費用等臨時措置法(昭和十九年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「三百円」を「千円」に、「千二百円」を「千五百円」に、「九百八十円」を「千二百円」に改めらる。

第四条第四項中「千二百二十円」を「千五百円」に、「九百八十円」を「千二百円」に改める。

(訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律(昭和二十四年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の四項を加える。

18 第十三項の規定により改定された恩給及び昭和二十九年一月一日以後に給与事由の生じた執行吏の恩給については、昭和三十

七年十月分以降、その年額を十二万八千円を標準年額とみな

して算出した年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しない者については、この改定を行なわぬ。

19 前項の規定により年額を改定された恩給は、昭和三十九年六月分まで、改定年額と改定前の年額との差額との差額の十分の五を停止する。

20 前項中「昭和三十九年六月分まで」とあるのは、昭和三十八年九月三十日において七十歳に満ちている者については「昭和三十八年九月分まで」と、同年十月一日から昭和三十九年五月三十一日までに七十歳に満ちる者については「七十歳に満ちた日の属する月分まで」と読み替えて、同項の規定を適用するものとす。

21 第四項の規定は、第十八項の規定による恩給年額の改定について、準用する。

附則

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年十月一日から施行する。

2 第一条の規定の施行前に要した費用については、なお従前の例による。

審査報告書

民法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年三月二十二日

法務委員長 松野 孝一

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、民法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第二百二十二号)による改正後の民法の運用の実績にかんがみ、危難失踪の場合の失踪期間を短縮し、死亡とみなす時期を危難の終つた時とすること、同時死亡の推定規定を新設し規定上明確にしよとすること、被相続人の孫以下の直系卑属は代襲相続によつて相続するものとすし、相続の放棄をした者は初めから相続人とならなかつたものとみなすこととし、相続人不存在の場合に家庭裁判所は被相続人と特別の縁故があつた者に相続財産を分与することができることとする等のものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

民法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年三月九日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長松野鶴平殿

民法の一部を改正する法律案

民法の一部を改正する法律

民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 失踪」を「第五節 同時死亡ノ推定」に改める。

第三十条第二項中「三年」を「一年」に改める。

第三十一条を次のように改める。

第三十一条 前条第一項ノ規定ニ依リ失踪ノ宣告ヲ受ケタル者ハ前条第一項ノ期間満了ノ時ニ死亡シタルモノト看做シ前条第二項ノ規定ニ依リ失踪ノ宣告ヲ受ケタル者ハ危難ノ去リタル時ニ死亡シタルモノト看做ス

第三十二条の次に次の一節を加える。

第五節 同時死亡ノ推定

第三十二条ノ二 死亡シタル数人中共一人ガ他ノ者ノ死亡後尙ホ生存シタルコト分明ナラザルトキハ此等ノ者ハ同時ニ死亡シタルモノト推定ス

第八百一十一条第二項中「養子に代わつて縁組の承諾をする権利を有する者」と「養子の離縁後にその法定代理人となるべき者」に改め、同項の次に次の三項を加える。

前項の場合において、養子の父母が離婚しているときは、その協議で、その一方を養子の離縁後にその親権者となるべき者と定めなければならぬ。

前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、前項の父若しくは母又は養親の請求によつて、協議に代わる審判をすることができると改める。

第二項の法定代理人となるべき者がいないときは、家庭裁判所は、養子の親族その他の利害関係人の請求によつて、養子の離縁後にその後見人となるべき者を選任する。

第八百一十五条中「その縁組につき承諾権を有する者から」を「第八百一十一条の規定によつて養親と離縁の協議をすることができる者から、又はこれに対して」に改める。

第八百四十五条中「又は被後見人の親族の請求によつて」を「被後見人の親族若しくは検察官の請求によつて、又は職権で」に改める。

第八百八十七條を次のように改める。

第八百八十七條 被相続人の子は、相続人となる。

被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第八百九十一条の規定に該当し、若しくは廃除によつて、その相続権を失つたときは、その者が子がこれを代表して相続人となる。但し、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。

前項の規定は、代襲者が、相続の開始以前に死亡し、又は第八百九十一条の規定に該当し、若しくは廃除によつて、その代襲相続権を失つた場合にこれを準用する。

第八百八十八條を次のように改める。

第八百八十八條 削除

第八百八十九條第一項中「前二條」を「第八百八十七條に改め、「直系尊属」の下に」。但し、親等の異なる者の間では、その近い者を先にする。」を加え、同条第二項中「第八百八十七條」を「第八百八十七條第二項及び第三項」に改め、「前項第一号の場合に、同条第二号及び前条の規定は」を削る。

第九百一条第一項中「第八百八十八條」を「第八百八十七條第二項又は第三項」に改める。

第九百一十九條に次の一項を加える。

前項の規定によつて限定承認又は放棄の取消をしようとする者は、その旨を家庭裁判所に申述しなければならぬ。

第九百三十九條を次のように改める。

第九百三十九條 相続の放棄をした者は、その相続に關しては、初から相続人とならなかつたものとみなす。

第九百五十八條中「一年」を「六箇月」に改める。

第九百五十八條の次に次の二條を加える。

第九百五十八條の二 前條の期間内に相続人である権利を主張する者がいないときは、相続人並びに管理人に知れなかつた相続債権者及び受遺者は、その権利を行うことができない。

第九百五十八條の三 前條の場合に於いて相当と認めるときは、家庭裁判所は、被相続人と生計を同じくしていた者は、被相続人の療養看護に努めた者その他被相続人と特別の縁故があつた者の請求によつて、これらの者に、清算後残存すべき相続財産の全部又は一部を与えることができる。

前項の請求は、第九百五十八條の期間の満了後三箇月以内に、これをしなければならない。

昭和三十七年三月二十三日 参議院會議録第十三号 訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案外一件

昭和三十七年三月二十三日 参議院會議録第十三号 訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案外一件 日本原子力研究所法の一部を改正する法律案

第九百五十九条を次のように改める。
第九百五十九条 前項の規定によつて処分されなかつた相続財産は、国庫に帰属する。この場合には、第九百五十六條第二項の規定を準用する。

第九百九十四條第一項中「死亡前」を「死亡以前」に改める。
第九百九十四條中「第八百八十八條」を「第八百八十七條第二項、第三項」に改める。

附則
(施行期日)
1 この法律は、昭和三十七年七月一日から施行する。
(経過規定)

2 この法律による改正後の民法は、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、従前の民法によつて生じた効力を妨げない。
(家事審判法の一部改正)

3 家事審判法(昭和二十二年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。
第九條第一項甲類第七号の次に次の一号を加える。
七の二 民法第八百十一條第五項の規定による後見人となるべき者の選任
第九條第一項甲類第八号中「第八百十一條第三項」を「第八百十一條第六項」に改める。

第九條第一項甲類第二十五号の次に次の一号を加える。
二十五の二 民法第九百十九條第三項の規定による相続の限定承認又は放棄の取消の申述の受理
第九條第一項甲類第三十二号の次に次の一号を加える。
三十二の二 民法第九百五十八條の三第一項の規定による相続財産の処分
第九條第一項乙類第六号の次に次の一号を加える。
六の二 民法第八百十一條第四項の規定による親権者となるべき者の指定
(戸籍法の一部改正)

4 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。
第九十四條中「民法第三十條に定める期間が満了した日」を「民法第三十一條の規定によつて死亡したとみなされる日」に改める。
〔松野孝一君登壇、拍手〕

○松野孝一君 たいま議題となりました訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案、及び民法の一部を改正する法律案について、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

最初に、訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案外一件 日本原子力研究所法の一部を改正する法律案

最初に、訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案外一件 日本原子力研究所法の一部を改正する法律案

本法律案の趣旨は、第一に、訴訟における証人の機能の重要性にかんがみ、民事及び刑事の証人等の日当の最高額を、現行の三百円から千円に増額すること。第二に、今回の国家公務員等の旅費に関する法律の改正に対応して、証人等の宿泊料についても、これに準じて、その最高額を、いわゆる大都市については現行の千二百二十円を千五百円に、その他の地については九百八十円を千二百円にそれぞれ改訂すること。第三に、執行吏の恩給算定の基礎となる俸給年額を、一般公務員のいわゆる二万円ベース給与の俸給に見合ふ金額である十二万八千円に引き上げることでありませう。

委員会上においては、日当の本質、本案の日当等の算出基礎、支給の実情等について、各委員から熱心な質疑がなされましたが、詳細は會議録に譲ります。

三月二十日質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して亀田委員より、証人の日当等の支給方法の合理化、及び強制執行制度の根本的改革のすみやかな実現を要望して本法案に賛成する旨、自由民主党を代表して井川委員より、強制執行制度の改革については、本来、民事訴訟は、個人の自由に処分し得る私権の保護を

目的とするものである点に十分考慮を払われるよう希望して、本法案に賛成する旨の、それぞれ意見が述べられました。

討論を終了し、採決いたしましたところ、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に民法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、本法律案の内容は、現行民法中さしあたり解釈上疑義があつて実務上不便を生じている幾つかの点を改正しようとするものであります。

すなわち、そのおもなものを申し上げますと、危難失跡の場合における失踪期間現行の三年を一年に短縮し、死亡の時期を危難の終わった時とし、同時死亡の推定規定を設け、また、十五才未満の養子の離縁の際の協議者を明確にしたこと、被相続人の孫以下の直系卑属は、すべて代襲相続により相続することとし、相続の放棄者は初めから相続人とならなかつたものとみなすことにしたこと、相続人が存在しない場合には、家庭裁判所の裁量によつて、被相続人と特別の縁故があつた者に相続財産を分与する道を開いたことなどでありませう。

委員会上おきましては、三月二十日及び二十二日の両日にわたり、失踪期間、危難失跡における危難終了時点、相続人不存在の際の財産分与の根本趣旨及び分与の基準並びに民法の根本改

正作業の現状と見直し等について熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は會議録に譲りたいと存じます。

三月二十二日質疑を終了し、討論に入りましたところ、別に発言もなく採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。まず、訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 給員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、民法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第十八、日本原子力研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

○議長(松野鶴平君) 別議と認めます。よつて本案は可決せられました。

まず、委員長の報告を求めます。科学技術振興対策特別委員長森八三三君。

〔審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載〕

日本原子力研究所法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年三月二日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

日本原子力研究所法の一部を改正する法律案

日本原子力研究所法の一部を改正する法律案

日本原子力研究所法(昭和三十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十条中「六人」を「七人」に改める。

附則

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

〔森八三三君登壇、拍手〕

○森八三三君 たいま議題となりました日本原子力研究所法の一部を改正する法律案につきまして、科学技術振興対策特別委員会における審査の経過

並びに結果について御報告申し上げます。

本法律案は、放射線化学の研究開発を強力に推進するため、三十七年度に日本原子力研究所内に放射線化学中央研究所を新設することになっており、

そのために日本原子力研究所の理事を一名増員し、その一名は新設研究所の所長を兼ねさせようとするものであります。

委員会におきましては、新理事の人选、研究所の設置場所、放射線源国产化の見通し等の諸問題について熱心な質疑応答が行なわれたのであります

が、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論の後、採決いたしましたところ、本改正案は全会一致をもつて衆議院送付の原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第十九、相統税法の一部を改正する法律案、

日程第二十、通行税法の一部を改正する法律案、

日程第二十一、印紙税法の一部を改正する法律案、

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長棚橋小虎君

審査報告書

相統税法の一部を改正する法律案

相統税法の一部を改正する法律案

相統税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九章 罰則(第六十八條―第七十三條)」を「第九章 罰則(第六十八條―第七十二條)」に改める。

第十五条第一項中「百五十万円と三十万円」を「二百万円と五十万円」に改める。

第七十一条中「法人の代表者」の下に「(管理者の定めのある人格のない社団又は財団の管理者を含む。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理者がその訴訟行為につき当該社団又は

財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

第七十三条を削る。

附則

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

改正後の相統税法第十五条の規定は、昭和三十七年一月一日以後に相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ)により取得した財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

この法律の施行前にした行為並びにこの法律の施行前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税及び昭和三十六年十二月三十一日以前に贈与(贈与者を除く)により取得した財産に係る贈与税につきこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

通行税法の一部を改正する法律案

通行税法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年三月二十二日

大蔵委員長 棚橋 小虎

参議院議長松野鶴平殿

昭和三十七年三月二十三日 参議院會議録第十三号 相統税法の一部を改正する法律案外二件

昭和三十三年三月二十二日 参議院會議録第十三号 相続税法の一部を改正する法律案外二件

昭和三十三年三月二十二日

大蔵委員長 棚橋 小虎

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、通行税の負担を軽減するため、その税率を引き下げる

二、費用

本法施行のため別に費用を要しないが、本法施行に伴う租税減収見込額は初年度二十四億六千六百万円、平年度二十六億九千万円である。

通行税法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月十三日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長松野鶴平殿

通行税法の一部を改正する法律案

律

通行税法(昭和十五年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「百分ノ二十」を「百分ノ十」に改める。

第十五条を削り、第十六条中「法人ノ代表者」の下に「法人ニ非ザル社団又ハ財団ニシテ管理人ノ定アルモノノ管理人ヲ含ム」を加え、「第十四条」を「前条」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十五条とする。

法人ニ非ザル社団又ハ財団ニシテ代表者又ハ管理人ノ定アルモノニ付前項ノ規定ノ適用アル場合ニ於テハ其ノ代表者又ハ管理人ガ其ノ訴訟行為ニ付其ノ社団又ハ財団ヲ代表スルノ外人ヲ被告人又ハ被疑者トスル場合ノ刑事訴訟ニ関スル法律ノ規定ヲ準用ス

附則 第四項中「百分ノ二十」を「百分ノ十」に、「百分ノ二十」を「百分ノ十」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 改正後の通行税法第二条及び附則第四項の規定は、昭和三十三年四月一日以後に領収する旅客運賃

等(同条に規定する旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金又は寝台料金をいう。以下同じ。)に係る通行税について適用

し、同日前に領収した旅客運賃等に係る通行税については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる通行税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

印紙税法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月二十二日

大蔵委員長 棚橋 小虎

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は今次の税制改正の一環として、零細な記載金高の手形等について印紙税負担の軽減を図るとともに、所要の規定の整備を行なおとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため別に費用を要しないが、本法施行に伴い初年度、平年度とも十四億六千五百万円の減収が見込まれている。

印紙税法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月一日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長松野鶴平殿

印紙税法の一部を改正する法律案

印紙税法の一部を改正する法律

印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第八号及び第九号中「二十円」を「十円」に、「並ニ外国通貨ヲ以テ表示ヲ為シタルモノ」を、「外国通貨ヲ以テ表示ヲ為シタルモノ並ニ外国為替及び外国貿易管理法第二十七条乃至第三十条ノ規定ニ基ク政令ヲ以テ定メラレタル非居住者自由円勘定ヲ通ズル方法ニ依リ決済セラルモノ」ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ」に改め、同項第三十二号中「又ハ積金通帳」を「若ハ積金通帳又ハ相互銀行若ハ無尽会社ノ発スル掛金通帳」に改める。

第五条第七号中「二万円」を「五万円」に改める。

第六条中「又ハ」の下に「命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ印紙税額ニ相当スル現金ヲ政府ニ納付シ且」を加える。

第十四条中「第四十八条第一項、第六十三条及第六十六条」を削る。

第十四条ノ二中「法人ノ代表者」の下に「法人ニ非ザル社団又ハ財団ニシテ管理人ノ定アルモノノ管理人ヲ含ム」を加え、同条に次の一項を加える。

法人ニ非ザル社団又ハ財団ニシテ代表者又ハ管理人ノ定アルモノニ付前項ノ規定ノ適用アル場合ニ於テハ其ノ代表者又ハ管理人其ノ訴訟行為ニ付其ノ社団又ハ財団ヲ代表スルノ外人ヲ被告人又ハ被疑者トスル場合ノ刑事訴訟ニ関スル法律ノ規定ヲ準用ス

附則

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に納めた、又は納めるべきであつた印紙税については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔棚橋小虎君登壇、拍手〕

○棚橋小虎君 たいだいま議題となりまし
した三法律案につきまして、大蔵委員
会における審議の経過並びに結果を御
報告申し上げます。

まず、相続税法の一部を改正する法
律案について申し上げます。

本案は、昭和三十三年度の改正以来
据え置きとなつておりました相続税の
負担につきまして、最近における資産
価格の推移等に顧み、相続があつた場
合の遺産にかかわる基礎控除額を引き
上げ、中小財産階層の負担軽減をはか
らうとするものであります。

すなわち、従来の百五十万円に相続
人一人当たり三十万円を加算した額
を、二百万円に相続人一人当たり五十
万円を加算した額に改めることとする
ものであります。なお、この改正によ
りまして、相続人五人の世帯におきま
しては、その遺産額が四百五十万円ま
では課税されないこととなっております。

委員会の審議におきましては、基礎
控除の引き上げ理由、財産評価の国
税、地方税の統一化、土地価格の推
移、相続税の課税状況、及び、本案に
関連して、税制面から土地高騰を抑制
する方法はないか等について質疑があ
りました。詳細は会議録によつて御
承知願いたいと存じます。

次に、通行税法の一部を改正する法
律案について申し上げます。

本案は、今回の税制改正の一環とし
て、通行税の負担を軽減するため、そ
の税率を引き下げることとした関係か
ら、現在通行税を課することとなつて
いる国鉄の一等及び汽船の特等並びに
一等の急行料金、寝台料金に対する
税率についても、現行の二〇%から
一〇%に引き下げることとしたしてお
ります。その他罰則に関する規定の整
備をはかつております。

本委員会の審議におきましては、今
回の税率改正によつて、その減税分だ
け料金が下がるのか、政府の行政指導
はどうか、また、両罰規定と国税通則
法との関係等について質疑が行なわれ
ましたが、その詳細は会議録によつて
御承知願いたいと存じます。

最後に、印紙税法の一部を改正する
法律案について申し上げます。

本案の改正点の第一は、零細な金額
の手形について、印紙税の負担を軽減
し、取引の円滑化に資するため、現行
の免税点一万円を五万円に引き上げ、
十万円以下の金額の手形の税率の二十
円を十円に引き下げることとし、一覽
払いの手形、外国通貨表示の手形等
についても二十円の税率を十円に引き下
げようとするものであります。

第二は、相互銀行等の掛金通帳につ
いて、その形式も整備されて参りまし
たので、印紙税法上掲名し、その税率
も、預貯金通帳との均衡上、二十円を

十円に引き下げようとするものであり
ます。

第三は、一定表示による現金納付の
方法については、増資新株発行の場合、
株券印刷の都合上、事前に印紙税を納
付することとなつており、失権株につ
いては過誤納問題を生じますので、株
券数の確定日である払込日に印紙税を
納付することに改めようとするもので
あります。

委員会における審議の詳細は会議録
によつて御承知願います。

かくて質疑を終了し、三案を一括し
て討論に入りましたところ、荒木委員
より、「人格なき社団等に対する罰則
規定については疑問があるが、大蔵大
臣等からなされた国税通則法案の不成
立の場合は死文化するという答弁を了
承し、三案に賛成する」との意見が述
べられ、次いで須藤委員より、「罰則規
定は人格のない社団等に課税すること
を明確化するものであり、租税法定主
義に違反するものである等の理由から
三案に反対する」との意見が述べられ
ました。

討論を終了し、三案を一括して採決
の結果、いずれも多数をもつて原案ど
おり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もな
ければ、これより採決をいたします。

三案全部を問題に供します。三案に
賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 過半数と認めま
す。よつて三案は可決せられました。

次会の議事日程は、決定次第、公報
をもつて御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時一分散会

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君
副議長 平井 太郎君

議員
杉山 昌作君 石田 次男君
温水 三郎君 谷口 慶吉君
森 八三二君 牛田 寛君
田中 清二君 櫻井 志郎君
加賀山之雄君 柏原 ヤス君
村山 道雄君 稻浦 鹿蔵君
大泉 寛三君 大竹平八郎君
加藤 正人君 中尾 辰義君
原島 安治君 鈴木 恭一君
白井 勇君 佐藤 芳男君
奥 むめお君 小平 芳平君
三木與吉郎君 苔米地英俊君
田中 啓一君 山本 米治君
高瀬莊太郎君 佐藤 尚武君
辻 武壽君 市川 房枝君
近藤 鶴代君 村松 久義君
堀 末治君 藤野 繁雄君
村上 義一君 大谷 登潤君
北條 偽八君 千田 正君

太田 正孝君 笹森 順造君
黒川 武雄君 泉山 三六君
杉原 荒太君 野上 進君
山本 杉君 谷村 貞治君
天竺 良吉君 米田 正文君
鳥島徳次郎君 岸田 幸雄君
北畠 教真君 金丸 富夫君
川上 為治君 徳永 正利君
仲原 善一君 鈴木 万平君
手島 栄君 石谷 憲男君
増原 恵吉君 勝俣 稔君
佐野 廣君 江藤 智君
鍋島 直昭君 上原 正吉君
武藤 常介君 野本 品吉君
小柳 牧衛君 田中 茂穂君
杉浦 武雄君 新谷寅三郎君
石原幹市郎君 宮澤 喜一君
下條 康磨君 林屋亀次郎君
小林 英三君 寺尾 豊君
大川 光三君 加藤 武徳君
中野 文門君 堀本 宜実君
山本 利壽君 木島 義夫君
鹿島 俊雄君 植垣弥一郎君
赤間 文三君 安部 清美君
林田 正治君 松野 孝一君
井川 伊平君 堀見 俊二君
上林 忠次君 梶原 茂嘉君
高橋 衛君 前田 久吉君
河野 謙三君 横山 フク君
平島 敏夫君 館 哲二君
小林 武治君 大谷 賛雄君
青柳 秀夫君 柴田 栄君
小沢久太郎君 古池 信三君

西郷吉之助君	小山邦太郎君	矢嶋 三義君	天田 勝正君
重宗 雄三君	堀木 鎌三君	松浦 清一君	岡 三郎君
一松 定吉君	青木 一男君	佐多 忠隆君	田中 一君
鹿島守之助君	木村篤太郎君	重盛 壽治君	村尾 重雄君
津島 壽一君	野田 俊作君	千葉 信君	羽生 三七君
大森 創造君	野上 元君	内村 清次君	江田 三郎君
豊瀬 禎一君	千葉千代世君	赤松 常子君	棚橋 小虎君
山本伊三郎君	武内 五郎君	内閣総理大臣	池田 勇人君
鶴岡 哲夫君	天坊 裕彦君	法務大臣	植木庚子郎君
鈴木 強君	阿部 竹松君	大蔵大臣	水田三喜男君
西田 信一君	岡村文四郎君	文部大臣	荒木萬壽夫君
占部 秀男君	大河原一次君	厚生大臣	灘尾 弘吉君
劔木 亨弘君	重政 庸徳君	通商産業大臣	佐藤 榮作君
藤田 進君	亀田 得治君	運輸大臣	斎藤 昇君
加瀬 完君	大和 与一君	郵政大臣	追水 久常君
大倉 精一君	下村 定君	建設大臣	中村 梅吉君
小笠原三三男君	中田 吉雄君	自治大臣	安井 謙君
小酒井義男君	高田なほ子君	國務大臣	川島正次郎君
米田 勲君	湯澤三千男君	政府委員	
井野 碩哉君	植竹 春彦君	法制局長官	林 修三君
加藤シヅエ君	清澤 俊英君	法制局第一部長	山内 一夫君
吉田 法晴君	木村禧八郎君	総理府総務副長官	佐藤 朝生君
阿具根 登君	永岡 光治君	公正取引委員長	佐藤 基君
松澤 兼人君	岩間 正男君	経済企画	菅 太郎君
須藤 五郎君	大矢 正君	政務次官	山本 利壽君
北村 暢君	基 政七君	科学技術	大蔵政務次官
安田 敏雄君	相澤 重明君	政務次官	堀本 宜実君
田上 松衛君	田畑 金光君	自治政務次官	大上 司君
伊藤 顕道君	木下 友敬君	自治省行政局長	佐久間 璽君
平林 剛君	秋山 長造君		
久保 等君	片岡 文重君		
相馬 助治君	向井 長年君		
戸叶 武君	椿 繁夫君		

参議院會議録第十二号中正誤

一五 二 終り 行 誤 正

一五 三 終り 行 誤 正

一五 三 六 本決議案の 本決議案を

一八 二 終り 行 誤 正

一八 二 終り 行 誤 正

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
 (但し長崎紙は二十円)
 (送料別)

発行所 東京都新宿区市谷本村町一五
 大蔵省印刷局
 電話九段四三三三(三線)電報